

本宮の手負等引上げ居り、三番組高根三右衛門の手も予等より先きに同村へ來り居りしも、予等が着間もなく出發せり。予等は暫時休息して出發し、夜中無提燈にて名倉山の裏手を越し、拂曉柵山村に至る。里正添田作平方にて朝飯を喫し、而して一同山田善性寺前を通りて大壇口へ出でたり。予が僕平介なるものは十一歳の時より召使ひ、性質活潑にして中々勇氣あり、當時十八歳なりしが、切に従軍を希望するを以て、家僕として召連れたりしが、本宮戦争の折、川向へ越す際舟に乗り後れたるを以て予に離れたりしが、大壇口にて待ち受け居たり、深く心痛したる旨なり。大壇口にて従弟なる原七郎左衛門と出會し、久しぶりにて同所茶屋にて物語の内、裏手なる根岸方面へ出張し居たる種橋主馬助隊にて誤て大壇方面へ發砲したる爲め、一時動搖を起したりしも暫時にて鎮靜せり。隊長大谷鳴海は此際登城したるを以て、予も跡より登城の心掛けにて塀重門まで至りし節、鳴海の下城に會したるに、御城裏手なる鷹待山に一同滯陣すべしとの命令なりとて、直ちに同所に至る。茲には兼て陣小屋の設あり、之れへ一同入り込み、草鞋を解き休息せり。僕兵介を自宅へ遣し、家族の模様を探らしめしに、何れも昨日水原方面へ君公の跡より立退きたりとのことなりとて、兼て拙宅に培養し置きたる葡萄の不熟なるを一箆携帯して歸陣せり。其夜は一同ごろ寢して就眠したり。

翌七月二十九日拂曉供中方面に當り砲聲あり、又大壇口も同様にて、暫時にして近傍諸所にて小銃の音頻りなりし内、二の丁井上勳平屋敷邊より火の手上り、續いて池の入方面よりも同様火の燃え出でたるに驚き、急ぎ御城を指して一同繰り込むべき爲め、西門まで至りし處、御城は早や火の手盛に上がり、砲聲頻りに聞え、兵士等數百人鹽澤村さして逃れ來るに會し、尋問すれば、最早城は落ち入るべき様なし、假令入りたりとするも他に方法なければ一同引上げ來れり、城代等は割腹したるなるべしとのことにて、已むなく鐵扇橋に於て勢を纏め追ひ來る敵を食ひ留めざれば君公御立退先き如何あるべきやとの心配より、予は鳴海と相談の上、乗馬して鐵扇橋に至り、落ち行く味方を茲にて押へんと種々抑留するも、敗軍の習ひ僅かの隙より逃走して、更に予等が言を用ひず、困却し居たる際隊長鳴海も來りたるに付、此際水原村に君公を伺ひ奉らんよりも、會津地方に行き此事情を詳細報告せざれば會藩の疑を解く能はず、先以て會津へ落つべしと協議し、鳴海と予と馬を並べて木の根坂まで至りし處、幕臣吉村要之介なるもの馬上にて、左右に丹羽丹波、淺尾數馬之介、其他屬吏數人と嶽道より來るに會したり。丹波方予等に向ひ、是より二本松城へ切り込み戰死すべし共に往けとの命令なり。然るに僅々の人數にて城へ切り込みたりとて到底城を取戻すべき見込なきは衆の熟知する處、唯犬死せんよりは、此場を退き一刻も早く會津に趣き、後の計をなすの得策たることを鳴海と相謀り、彼等が透を見て駈け抜け、土場を指して落行きたり。而して同所小槌屋に至り晝飯を喫し、將さに出發せんとする一刹那、吉川左司馬なる者丹波方よりの使なりとて、鳴海と予に迅速戻れとの嚴命なりと云ふ。餘り八かましきことなれば、途中にて戻るべしとて、鳴海と予と土湯を出發けんとしたる折、青山甚五右衛門の引上げ來

るに會す。同氏の曰く丹波方も只今之れへ來りたりとのことなり、依て彼等と面晤するは事面倒なりとて、直ちに土湯より横向峠に向ひ、夜中歩行して横向に至り、深夜なれば同所に一泊し、入浴して朝飯を喫し、同所を出で立ち須川野村へ至る。同所に會津にて關門を据え藩士を出張せしめ、嚴重の取調べをなさざれば通行を許さず、加之二本松藩は一時降参せりとの風説ありたるを以て彼等信を置かず、急に通行を許さず。談判中丹波方も來りたり。予と甚五右衛門とは監察の職掌なれば、二本松落城まで予等が方面にて戦死したる面々は君公御手元に於て不明瞭、且つ其方面の事情も申上ぐべき爲め、予と甚五右衛門と兩名同所より早駕籠にて米澤へ参るべしとのことにて漸く關門を通行し、八月四日米澤城下へ到着し、君公の御機嫌を伺ひ、予等が方面の事情及び戦死の取調等を報告したり。其他麗性尼公の御機嫌も伺ひたる處、祖父義も同尼公に伺候しありて、久し振りにて祖父を拜し、無事面會をなし悦び此上なし、而して家族は米澤市あかね屋に止宿し居る趣なれば、同所へ至り家族一同に面會し、まづまづ無事なるを祝したり。

三日間同所に滞在し、八月八日出發、吉川左司馬同行して再び會津地方へ出張せり。麗性尼公會津表へ御越し遊ばさるゝ義に付、御宿其他兵糧等御差支なき様配り呉るべしとの御依頼により、宿々へ夫れ夫れ手配致し、八月十一日猪苗代町へ到着、丹波方旅宿へ至り米澤表の事情を報告し、同所へ一泊し、翌十二日勝軍山即母成へ出張したり。母成へは大谷鳴海、大谷與兵衛の兩隊長滞陣しあるを以て、予は兩隊の軍監を務む。陣小屋に滞在すること五六日間にして、八月十九日

母成を繰出し、山入村に出張し本宮方面の敵を襲撃せん目的なりしも、同日は山入村に一泊したり。茲に數年來我家に薪を運搬したる武田某なるものに會し、同家にて青豆等の馳走を受けたり。翌日夕刻まで同村に滞在したる處、敵本宮より寄せ來りたりとの報に接し、急ぎ一同戦の準備をなし、山の麓に陣取り、待つ間程なく敵三四百ばかり押し來り、薄暮より戦を始めたるも、間もなく日暮れ、暗夜にて戦争を繼續する能はず、同夜母成へ引上げたり。

翌二十一日早天より敵寄せたりとの報にて、夫れ夫れ持場へ詰めたるも、未だ朝飯を喫せず。予は諸兵糧の手配をなし跡より運搬するの運びにて跡に残り、手配出來たるを以て持場に至るの途中何れも引上げ來るに會したり。聞けば眞先きなる胸壁は破れたりと云ふ。兵糧を配付するの暇なし、已むなく母成へ立ち戻りたる際、我藩士十二三名居合せたるを以て之を引きつれ、母成の右手なる高山へ至り、同所にて一防ぎすべき素志にて、眼下なる戦を見下ろし居たる際、あやにく満山霧を以て覆はれ、敵方より味方に吹きつけ、五六間先きも辨へざる有様なりし處、砲聲もはたと止みたり。然るに追々霧晴れたるに、敵は此霧を利用して第二の胸壁に迫り、銃眼より狙撃したる爲め、忽ち味方利を失ひ、一同已むなく引上ぐる運命に至れり。此時母成の陣小屋へ敵忍び來て火を放ちければ、火烟天を焦がし、予等進退途なく、已むなく山を下りしに谷間の細道にて新徴組の隊長山口次郎に往き會ひ、共に會津に往くべしと協議し、凡二丁程進みし時、石庭村より瀧澤村に通ずる道路に出でんとしたるも、左右とも森林にて敵に如何なる謀のあるやも知

れざれば深く心を配り、該道の出合口にて山口次郎は振旗を取て左右を視たるに、凡十五間先きに一小隊程の人数屯し居たり。敵味方の分ちなきを以て、次郎振旗を一振すれば、忽ち彼れより連發せられたり。之れ果して敵なるが故、到庭此道を通過する能はず、已むなく元の道へ引返す中、敵は急に追撃し、其距離十二三間なり。一同逃るゝに途なく、已むなく幅十間深三四尺程の山河を跋涉す。對岸は岩石峨々として猿ならでは攀ぢ登る能はざる難所を、一生懸命葛に取り付き攀ぢ登れり。此時敵は後より狙ひ撃に發砲したるを以て、忽ち六七名戰死せり。其慘狀、敵丸に中れば岩上より十五六間の崖をごろごろ轉げ、ざんぶと云ふ水音を聞くのみにて、之を顧みる暇なく、辛うじて漸く山上に登り、九死に一生を得たりしなり。此岩上を昇る際、予は到底逃るゝ途なきを察し、僕兵介に向ひ、予が首を斬て此場を逃れ此實況を家族に物語れと申付けたるも、兵介は飽までも助力して逃るゝだけは逃るべし、右様の仰せは心得ずと更に肯せず、予は此言に勵まされ漸くにして生を得るに至れり。而して山頂に達すれば空腹歩を進むる能はず、山梨子の實を取り食ふ。此山は南面に雜木繁茂し、北面は原野にして、既に林を出て道を尋ぬるに、眼前に敵の大軍西を指して進むを見る。依て到底目的の地には達する能はず如何すべきやと思慮中、會藩の士三名を林中に逢ふ。彼曰く、會津方面には拙者共御案内すべし、然れども日暮の後にあらざれば此山を出づる能はず、暫く此所に潜伏し時宜を待つべしと。予等便宜を得たるを喜び、林中に横臥し又は芝生に腰を掛け時刻の到るを待つ、而して日没後密かに彼等を尋ぬるに其人

影なし、彼等密かに脱したるものと見えたり。已むなく予と兵介と外二三名にて西南と覺しき方角を指し、萱野を分け出るに繁茂して往く能はず。是に於て纔かに小流のあるを發見し、此流の中を歩行すること凡半道程にして一の村落に出づ、農家五六戸人影なし。此村の南面に一の道路あり、依て此道を西行すること一里程にして將さに一村に入らんとする時、入口に篝火を焚き番兵らしきものあるを見る。密かに近より窺ふに味方にあらずして敵兵なり、其速かなること驚くの外なし。如斯にては此道を通行するを得ず、已むなく左折して萱野に分け入り十間程往くに、歩兵三名の潜伏しあるに會す。彼れ頻りに首を地に付けて命を乞ふ、依て我等は味方なることを示せば、彼等俄かに力付き、何卒御同行あらんことを乞ふ、其情惘然なるを以て一行に加へ、往くこと二十歩ばかりにして一の山河に出づ、其深淺を知るに由なく、何れも呆然たり。又空腹にして歩を進むるを得ず。此時予は腰に握飯二個とパンを十個内外糸にて通し背負あるに心付、取り出して衆に分つ、然れども腹に充すを得ず、幾分か力付きたる心持す。此勢にて川を跋涉せんことを衆に謀るに、皆然りとなす、依て渉るに、河中大石あり深さ腰に達す。辛うじて南岸に上陸し、尙ほ十歩を行くに一の道路あり、之れ或村より須川野村へ通ずるなるべし、然れども危険往く能はず。歩兵等二名様子を窺はんとて此道を往く、予其危険なることを思ひ止むるも聞かずして至るに、果して村の入口に至りしと思ふ頃、小銃二三發の音あり、終に二名共立歸らず、多分落命せしならん。

尙ほ此道より左折し前の萱野を押分け往くに一の高山あり、我名倉山位なるべし、此高山を越えざれば他に道なきにより、一同奮發して蔦に取付き辛うじて山頂に達す。衆疲勞に堪へず、知らず山頂に睡眠す。予はふと心付き視るに二十一夜の月中空に上り最早明け方近からんとす。俄かに一同を呼び起して、急ぎて山を南西に下れば樵夫の往來する細道あり、之を下れば里道らしきに申逢ぬ。夜未だ明けず。之を往く中、突然十五六人の兵士に出逢ひ、互に踏み止まり名乗合たるに、先きは會藩なりと答ふ。何れも安堵して會津への道を問へば、彼等親切に教へ呉れしにより、行くこと半道程にて一の村落に達す、人影なく皆逃走せしものゝ如し。畑の傍らに一升程の飯の捨てあるを發見したるも、其何故なるを知る由なく、或は毒を入れあるを知るべからず、衆之を食せんとするに予之を止む。家僕兵介光づ一握して喰ひ、毒なしと云ふ。衆之を食盡し、猪苗代指して行きしに、一里程にて達す。先づ兵糧方に至り食を乞ひ、大なる握飯二個づゝを得て腹を充たし、丹波方の止宿を尋ぬるに人影更になし、あわてゝ逃げたるらしき有様に飲食物の外諸道具を取散らしたる體は實に名狀すべからず。予は二階に昇り見しに、是又酒肴菓子等の殘物ありしを以て、飽まで之を喰ふ。僕兵介は此間に彼等が置去りし衣類等の中より目ぼしき筒袖義經袴等取出し、小具足に身を堅め、打て變りし立派なる出立にて二階へ上がり來るに、驚き尋問すれば、斯くかくなりと答ふ。此時猪苗代城自燒せしものと見え、俄然火の手上がりしに、西風烈しければ、一時に盛に延燒し、火の粉は予が坐邊に飛び來る。之を傍觀しながら

ら此所を立出で、湖水岸の道路より若松を指して行くに、途中一軒の小なる茶屋らしきあるに、内に入りて見れば、之れも例の如く人影なし。爐に一個の鍋を掛け、火の燃え居るにより、蓋を取り見れば、畑芋の能く煮え食ひ頃なりしかば、一行之を食し、傍らに尙ほ生の畑芋あるを發見しければ、予等が食したる鍋へ投入し、幸ひ醤油もありしを以て之を加へ、火を焚き後より來る者の空腹に供せんことを謀り同所を立出たり。後に聞けば、追々來れる者此芋にて空腹を充したりとのことにて大笑をなしたることあり。

十六橋に至れば、會津より藩士出張して十六の内二ヶ所を落しあり。之へ板を掛け假りに往來す。予等渡橋して往々瀧澤峠近くに至るに、彼の有名なる白虎隊の出張するに逢ふ。午後七時頃峠を下り既に若松市中へ入らんとするとき、向ふより多人數の來るを見る、騎馬武者三騎程先きに進み來る、予等の一行を見て何れの藩なりやと問ふ、予答へて二本松藩なりと、彼れ曰く只今宰相公の御出馬なり何卒御戻り下されたしとの依頼なり、予曰く前々日母成戰爭以來二晝夜一眠もせず、殊に山河を跋涉して疲勞甚だし、迎も御役に立ち難し、願くは御免を蒙り今晚一夜若松市中へ引取一泊の上明早朝出兵したしと。彼又曰く二本松御藩の途中より御戻りありたりとのことなれば、他藩へ對しても龜鑑として他藩を抑留するによろしく、御尤の次第なるも枉げて御戻り下されたし、と呉々の依頼に付、不得止一行十名程峠下茶屋迄立戻り、會津藩士一名付添來り、此茶屋へ御休息下さるべしとて、亭主を呼び出し大切に御取扱可申、あらゆる酒肴等を差上

くべしと嚴命をなし立戻られたり。依て酒肴を差出し予等久振りの御馳走なりと飽迄飲食す。暫くして宰相公本營へ予惣代として出頭し御酒頂戴の御請を申述べ且つ過刻陳述したる如く一行一同殊の外の疲勞にて目下は到底御役に立ち難し願くは若松市中へ引取一泊の上明未明に當所へ出張すべし何卒御許容あらんことを乞ふと述べたる所會津軍事方の役人出で來り御尤の御事なり然らば市中へ御引取下さるべしとて藩士一名を付添へ入口關門の通行を容易ならしめ同市七日町の某旅店へ止宿す此時予等が一行十一名なり。予曰く久振りにて今晚はふとんをかつき寝るを得る且つ各好む所の飲食物を隨意食ふべしと。衆大悅何れも飽迄食し夜四つ時過何れも寢に就きしが數日の疲勞故枕をするより早くいびき雷の如く就眠せり。

翌八月二十三日拂曉目を覺し見れば降雨の音あり又小銃を亂發するが如き音の聞えたるに一同を呼び起し二階を下り勝手に至れば旅亭の家族共が敵來れり早く逃げろとの大騒ぎをなし居る有様なれば尙一行を起床せしめ再び勝手へ至れば最早家族共逃失せて一人もなし。傍の竈に火を焚きたる儘釜の煮立つに心付蓋を取り見れば飯の煮えざるものあり。何しろ飯なくては一大事なりと何れも手拭を水にひたし夫へ釜より不出來の飯をすくひ上げ一同腰に付け急ぎ此家を立出て見れば瀧澤峠及市中入口の方に當り頻りに砲聲の聞ゆるにより何れ其方面へ向ひ出張すべき心組にて半町程進みし折恰もよし星峽間なるもの麗性尼公の御住居へ駈付る處なりと君達も共に參られ候ては如何との事なりしに予等一行は何れも此言を領して峽

間と共に麗性尼公の御住居さして急ぎたり。此時若松市中の士農工商等立派の衣服へ白襷掛長刀を脇挟み登城する婦人あれば老幼を携へ又は物品を背負ひ杯して東西南北に奔走するものあり其情勇ましきあれば又あはれなるあり或は婦女子の如き泣く泣く立退くもありて慘狀思ひやるだにいたまし。此混雜中を往きて麗性尼公の御住居に至れば既に同所を御立退きの御準備最中なれども御附の人々多くは老人のみにて唯々あはて騒ぐのみ。予等一行の相伺ひたるに尼公始め殊の外御悦びの御様子にて渡らせられたるも婦女の習とて時間のみ費す有様なれば予御進め申上速かに其所を御立退き遊ばされたり。此時は御庭の池へ小銃彈數十回飛來り危険なる御場合なれば前後の考もなく日光街道を南へ御立退き相成たり。此御立退きは麗性尼公と美姫様御二方にて御駕籠二挺なり。御住居に備付ありし大切の御品類は纔かに御持出し相成りしも種々の御道具は其儘打捨て運搬するの猶豫なし終に烏有に罹りしものなるべし。其日五六里往きて某村へ御一泊遊ばされたり。予は尼公の御住居へ參るべき途中水菓子屋より見事なる柿を得て携帶し居たるに付途中姫様へ差上一時の御慰みに供したりしが非常の御悅なりし且つ御止宿は山中の一村落にて召上り物等は皆無なるべしとの考へより途中兵介と共に家鶏を購求して三羽を携へ御泊りに至りしが果して副食物の如きは案に違はず無之ことなれば此鳥を調理して差上げ御供の人々も食したり。御泊り所にて予を尼公より御召し相成お前の御影にて恙なく之れ迄落ち延びたり誠にうれしきことなりと厚き御言葉を賜は

りたり。翌二十四日早朝同所を御出發、矢張日光街道を往きしが、五里程往きて彌五島村と云ふ一村落に着せり。茲に醫師の大家あり、此主人曩きの年關屋文白の内弟子に來り居りたることありて、幸ひ文白も御供の一人なれば、萬事都合よろしく先づ同家にて兩三日御滞留被遊軍の模様を見るべしとの事にて、同家隱宅の立派なる住居を麗性尼公並姫模の御住居とし、予等は本宅の座敷に居りたり。晝八つ時過一報あり、曰く日光口の會津勢敗れたるに付此道より官軍推寄するとの事なり。就ては此儘此所に御滞在は然るべからず、速かに當處御立退き、兎に角米澤にして君公方へ御出可然との協議にて、御出立の準備をなし、御召連れの女中の内こゝにて御暇を頂き度とのものは、當主人が引受け無恙江戸表へ送るべしとのことにて、女中の内六七名御暇を願出でたるにより、何れも御手當金を被下、御暇乞申上げたるに、數年尼公の御召使遊ばされたる事とて、婦女の習ひ悲歎に沈みなきさけぶ等實にことわりと思ひやられたり。併し斯くの如きの有様にては益時刻を費すの恐あれば、御進め申上、御出立の節は夜に入りたり。松明を照し、案内者を依頼し、五里程夜道して西方なる某村に至り、越後街道高田町を経て坂下に至り一泊す。然るに此町も皆逃走して居残りたるものは同町々正外二三名に過ぎず、第一御泊り所にも困難し、漸くのことにて里正に談し空屋を借り受け一夜を明かし、飯米も同様無之有様なれば、百方奔走の結果白米一俵を得、之れを炊きて尼公より末々まで大の握飯二個づゝ配り、菜の如き一品もなきにより、諸所搜索して梅干若干を發見し、之を尼公に奉りたり、實に御いたはしき情態なり。

翌朝も前夜の如く朝飯をすまし御出立、五里程行きて一の村と云ふ村落に着けり。先爰にて敵の様子を見るべしとて、村吏の宅らしきに尼公を入れ奉り、予等は向ひなる農家に宿を取りたり。予等の一行は十四五名なり、而して米澤表へ尼公の御供する覺悟なりし内、夕八つ時頃予に御休息所迄來るべしとのことに付、速かに至りしに、横江伯父の言に、當所へ脱走の歩兵入込みたりとて、會津勢押寄するとのことなり如何すべきやとのことなり。予答て、然らば其會津勢屯集の場所迄予が往きて事の實を告げ、先方にて了解したる以上は何なしに事すむべし、彼れ等一時の誤聞より歩兵と見誤りたるなるべし、急ぎ往くべしと述べたるに、伯父は、貴様の如きは年若くして、加ふるに出立も歩兵らし、萬一のことありては後の爲めによろしからず、自分は年も初老にして、惜き命にもあらず、自分が往くべしとて立出られしに、然らば僕兵介を御召し連れあれとて、伯父の供を兵介に命じ従はしめ、同所を立出でたるも、間もなく歸られたるに付、如何の事由なるやと伯父に伺ふに、既に會津勢此村入口迄來りしかば、事實を辯明したるを以て、彼等了解し引取りたるなりと。予は先づ予が宿所に至り、其夜は何事もなく明したりしが、翌朝に至り又候御休息所より予を招くに付、早速至りしに、安田老人の曰く、越後口の味方破れ無程此處へ來るべしとのことなり、米澤街道へ聯絡するには道絶えて往く能はず、進退之れ谷まれり、如かずなまじひに命を惜み赤耻を晒さんよりは、寧ろ當村には寺もあり、此寺へ尼公を御連申、御連申御自害を御進め奉り、及ばずながら此老人御介錯申上る覺悟なり、各方にも覺悟ある様一行へも示されたしとのこと

なり。予此言を聞き驚愕に不堪然らば御一同御決議なりやと問ひたる處、老人然りと答ふ。就ては止むを得ざる次第なれども、鬼に角予等同宿せる藩士へも一應協議の上尙申述べべきに付、暫時御猶豫ありたき旨を乞ひ、直ちに一同へ協議せし處、何れも安田老人の言は其當を得ず、君公は當時米澤表に御滞在中なれば、今其眞僞を確めずして、一の巷説に惑はされ御自害などは思ひもよらざる義なり、又我々に於ても君公に對し後日如何なる事情を陳上するも申上ぐべき言葉なし、就ては如何様なる艱難をも排して安全に君公の御許へ尼公を御連れ申さざれば申譯なき次第なり、就きては只今より尼公の御進退を我々共に於て御引受申上、必誓て米澤表へ御連可申上に付、此意を御答ありたし、尤も然る上は、老人方に於ては一言も御指圖ケ間敷事無之様致されたしとの趣旨なり。依て予は此旨を老人へ陳述したる處、然らば貴様方に御任せ申べしとのことなるを以て、即刻當村御出立の準備をなし、時刻を移さず朝四つ時頃御出立相成、途中何れも殊更に注意して、御危険無之様心掛け、敵と敵との間をくゞり、辛うじて鹽川村に到着す。茲には丹羽丹波も止宿しありて、米澤への本街道なれば、往く先は毫も心配の事なく、一同漸く安堵の思ひをなしたり。予は此處にて御供の御免を願ひ、幸ひ藩兵も多少同所に宿陣しあれば御暇を申上たるに、尼公は予を召させられ、是迄の盡力容易ならず誠以太儀の至りなり、自分も悦ばしきことなりとの御言葉賜はり、別れ奉りぬ。予等同行の輩は終に米澤迄御供致せしなり。

祖父は祖母が大患なりし爲め尼公より御暇を賜はりて、此方なる家族の假住居小荒井町へ若

松市中戦争前來りたりとて、尼公の此御難義には關せず。然るに此日祖母の病如何なりしやと深く心痛し、丹波方に告げて祖母の病を見舞はんとて、此村出口へ至りし處、或馬方の嘶しの一寸耳に入りたるが、二本松御藩の身柄なる方のよし、御老婦人御大病にて小荒井を立退き熱鹽温泉場へ御出なりしも、同地にて終に御かくれなされしとの事なりしと、予其苗字を聞けば、馬方は忘れたりとの事なり、判明せず、予考ふるに多分祖母の事なるべしと推測するも確かむるに由なし。急ぎ小荒井さして至る途中、小田付町にて従弟なる土屋三隆に遇ふ。久振りにて面會、互に恙なきを祝し、然して祖母の病を問へば、案に違はず八月二十六日熱鹽にて病死したりとのことにて、同所には示現寺と云ふ寺あるを以て、同所の商人山口半左衛門と申者厚く世話なし、呉れ、同人の墓所へ埋葬し、呉れたる趣も相分り、先づ不幸中の幸とあきらめたり。祖母は歿するとき年六十有九歳。予は幼年の折父に別れ、母は夫れが爲め他に再嫁したるに依り、始終祖父母の手にて養育を受けたる今日に於て、予が恙なく生存するをも知らずして終に冥途の旅に赴かれしかと深く悲歎の涙にくれしが、又思ひ返し、死生有命人力の能くすべきにあらずと女々しき歎きを止め、三隆と小田付なる或茶店に於て一杯を傾け、同人は是れより米澤表へ行くとの事なりしに依り、予が大丈夫にてある事を祖父初めへ傳へ玉はれとて再會を期し相別れたり、而して予は直に須賀和野に立戻り、大谷與兵衛の軍目付様なる奉務したり。後米澤にて家内に出會し、此當時の咄しを聞けば、麗性尼公に檜原村にて追付奉り、祖父が老年足弱なるも辛うじて御供し、漸く無事米

澤へ着したりとのことなり。

予等須川野に滞陣すること數十日にして米澤表へ引上ぐべしとの義にて、丹波方始め檜原峠を越え米澤領大綱木村關門へ差掛りたる處、通行を許さず、無止關門外の天幕の内にて一夜を明し、翌日に至り尙談判を繼續したるも、米藩士の答に、當時米澤公初め御藩に於ても降伏謝罪の歎願中にして、既に米澤藩よりは實効を顯はさん爲め會津表へ出兵すべしとの義も有之により、兎に角檜原宿に御戻り御沙汰を御待ちあれとのことにて、無止一同再び峠を越え檜原宿へ立戻り、兩日滞在せし折柄、米澤藩三本木某なる隊長隊下を引率して會津表へ出張の途檜原宿へ一泊し、二本松藩に面會致度趣にて丹波方に申來りたるにより、予命を受け出會したり。隊長曰く二本松藩も當時謝罪の御事なれば、當宿御滞在の御人數を御同行致し若松市中へ繰込べしとの命なるに付、此段御傳へ申す、速かに御準備の上明朝御同行すべしとの事なり。其趣丹波方へ報告し、種々の議論ありしも、終に彼等と同行して若松城下へ繰込みたり。夜に入て同市中の有様は判明せざるも、多くは兵火に罹り焼失し、若松城より東方なる小田山と云ふ高地より晝夜不絶城を目掛けて各藩交代を以て大炮を發射し、市中よりも晝夜に不拘小銃を打込みたり。予等官軍參謀板垣の陣所に至り進退を伺ふ。同所にて空腹なるべしとてごまむすび數個を興へられ、暫くして參謀よりの達しに、二本松藩は當時君公御謹慎中なれば、米澤表へ御引取同様謹慎御沙汰を待つべしとの達しを受けたり。從て同夜直ちに若松を引上げ、途中小田村と云ふ村落に一泊し

たるも、一村逃走して人影もなし。漸くにして飯米を得、畑芋鶏などを得て之を食し、翌日に至り米藩藤波彦惣と申仁、足輕數十人を引連れ、米澤表迄同行すべしとて止宿所へ來られたるに付、直ちに出發、米澤市に着したるは十月中旬頃と覺えたり。

七、村島翁見聞記抄録

翁通稱清右衛門、諱は保之、隱居して壽山と號す。祿百五十石を食み、代官職より在府御勝手方奉行に累進し、藩末財政上獻替する處尠からず。明治三十一年十一月十四日歿す、享年八十六。見聞記は翁が明治六年に起草されし所、紙數百餘枚、中に就きその數項を抄録したるものなり。

根來傳右衛門上り屋入の事

根來傳右衛門儀、一刀流の劍術御師範に御座候處、江戸芝居興行其他丹羽備中致候事共不宜と心得申候哉、上に御意見申上候段、不届次第なりとて拙者十三歳にて手習所出候年(文政八四年)の七月二十七日、右根來父子は上り屋入、家内は親類御預となり、其頃喜平治とて城田氏へ養子相成候者、是も離別相成居候處、近親類に付城田氏へ御預相成候ひしが、續いて上り屋入に相成候。傳右衛門御意見書に加筆致候鈴木忠太も、百五十石勘定奉行勤役中なりしが、知行取上げ嫡子へ改めて玄米十三石被下候哉に覺え候。事實は不相知風聞のみに御座候へども、根來父子四人御呼

出し會所御席に出候節、藤田三郎兵衛刀を持ち御席の陰に罷在候由、右様の事にて不容易事に聞及候。傳右衛門等若し御呼出不承知候はゞ、打果し可申とて諸派より奥儀濟の面々會所へ御呼出しに相成居候由に御座候。

竹の内弓馬試の事

附 藤田三郎兵衛の事

拙者十四歳に相成候て、手習所へは出不申に付、小野派一刀流藤田三郎兵衛へ入門致候處、此節竹の内弓馬試有之、無餘義馬術稽古不致候ては不相成、四月十一日山田友右衛門へ入門致候。田邊も同日入門致候。夫より稽古罷出候て、始めて縁と申す老馬に乗り申候。田邊は村雨を乗り候。面白き事に覺え候。三つ目山井といふ早馬渡り候へば、小仲間を取可申、相成丈乗居候計にて罷在可申旨指圖有之、乗居候處、其早き事土も不見事に有之候。右馬は郡山永戸献上の馬にて、三春出會津乗立て、仕上者友右衛門と申事に御座候。其後今に至り候ても、彼様の馬は不見申候。大越とて白馬有之、是は御召馬にて、是も右同様乗合宜く、百目木村半右衛門と申者献上の由に候。二疋共二十八九歳まで奉公致し、不乗馬屋に指置候。針道村長藏は葛尾と申す馬献上、是亦並々の馬には無之候。此日田邊は長橋と申す馬より落候て、それより馬は相止申候。尤歸迄は何の覺も無之との事に御座候。竹の内弓馬試の節、赤飯茶菓子迄被下候。二組寄にて八十人餘出候。會所役人も罷出候事に有之候。丹羽備中掛りにて誠に見事に御座候。右の節より指矢弓並同

指矢の類、江戸より來り、弓は此時より開け候て、弓御買上相成、一分二朱御拂、新打の弓始めて二本松にて見候事に有之候。其後に至り射抜の弓、江戸表より取寄せに相成、始めて六分半の新弓試候事に候。夫迄は六分半も有之候、弓を不見申、何れも的弓色弓なるものにて、何事も右に準じ候。御家老御番頭馬稽古始まり、同稽古候にも馬無之、三度出候て一疋乗申候位、甚難澁に心得、稽古人も少く相成候。其頃神田權之介御側御用人なりしが、馬好にて駒の乗立候とて日々相出候位に候。併し出來不申候て、友右衛門乘に致候。藤田三郎兵衛劍術は誠出精なるものにて、日々稽古所に相出世話行届候者に候。其元は相馬浪人糸川一次と申し、十七歳にて國を出奔して難義致、長沼庄兵衛門人にて稽古の由。其後水戸にて櫻井某といふものと口論に及び、仕合の上、櫻井を打つて上州邊を廻り候節、その事先方承知、依之門流のものを右同斷眞劍の上、打果し、無餘義中西忠太門弟に相成稽古を致居候ひしが、江戸廣しとは乍申、無據虛無僧と相成、一月寺へ入罷在候處、丹羽家にて劍術者を被抱候由聞及、木村左司馬へ頼み、御徒士抱に相成、二本松へ下り、十人扶持位より追々に昇進致候て、我入門の節は百石に相成居申候。

諸藝御上覽の事

文政十二年我れ十七歳、此年九月秋檢見相濟候後、諸藝御上覽始まり候。桑原門弟六十人も出候哉。老人にて馬場衛守、天野恰、片岡斧右衛門、杯出候。我は中年位にて候。金的射候者、天野愛吉、此年御番入にて射候。老人にては馬場、天野杯の外覺不申候。此時より新弓多く相成申候。

原門人にては高橋午之介、九分を射、遠藤源内も右同斷。名幡門人にては大石團八郎。佐藤文藏門人にては木村孟介、自分の新弓八分を射候。原、名幡門人は古弓にて力薄く、木村の弓格別なるものにて、其上宜く射申候。高橋午之介は稽古道具杯は不持候へども、持出しの宜き者。大石は難弓の射手なりしが、是は稽古の上の射手に候。併し花澤門人の近藤兵介程の者は無之事と覺え候。劍術は藤田にては青山彌五太夫、篠澤嘉藤太皆傳濟にて、竹刀組合せは青山彌五太夫に白岩平治。同じく青山彌五太夫に青山泰介。丹羽彦右衛門に阿邊川介八郎。武田伊八郎に山田慶藏。藤田三郎兵衛に篠澤嘉藤太。田邊軌に我にて候。其他組合せの仕合も相終り、先生平日の稽古同様、青山彌五太夫の外五人を仕ふ。弟子の弱か先生の強か、其技倆譬ふるにもなく、下前にて稽古の積み申候故か、三郎兵衛程の達人は其後には不見申候。馬御上覽は遠藤兵介、瀬尾仁十郎杯が乘宜き者に候。馬は晝後と相成候も、下々馬口取の上なる故、八つ時頃始まり、二日御出に相成候。我は時雨を乗り候。此時にては割合乘宜き馬に候。一馬場五人宛にて是には別段の事も無之候。併し山田友右衛門儀は流石に銘人に候。此後出來候者無之とは、其時よりの言傳へ事に有之候。我は不知候へども、加藤藤兵衛と申者、友右衛門同様、稽古人の由にて、加藤氏の次男に候由。是は友右衛門も常々上手なりと被申居候。不幸にして三十三、四の頃死去候由。後々までも咄に有之人に候。駒乗方は友右衛門よりも勝り居候と申すことに候。

天保申年凶作の事

天保七申年は春中より不氣候に有之候ひしが、凶年に可至事とは不存居候處、追々不順に有之、暑中に至り綿入相用ひ、日々北風計りにて如何相成候哉と心配罷在候。米の實入無覺、東事は始より相分り居申候へ共、六月頃よりは更に天氣無之、米直段は引上げ、人氣は悪しく、人々心配計りにて困り候計りに有之候。三人扶持の内一斗七升計りの御渡に候へども、春より年の暮に至り十兩程餘り有之、江戸下り借用金皆濟に相成候。在番被仰付候も宜しきものと相考申候。此年五月二十一日清太郎出生致候。中の川へ浸針を致候處、鰻三本取申候。針二本付候者十本計りに有之候。右の頃は單物着候は少々にて、綿入着用日々北風有之候。去る巳年の穀留は他出他所出し米一切不相成定に候ひしも、併し親類杯も有之候者、故何分行届兼ね候。馬附の米は道を行き不申候へども、袋米は御役人指圖通りにも不相成申候間、此年は穀留番所出來申候。併し番役人は同心目付御徒士目付に候へば、遣ひ物等致指届候へば如何様にも相成候て、行届不申事に相覺申候。檢地札田へ相建候へば皆無又は皆無同様と申す札多く、二駄と申す札は至て稀に御座候。町内にて旅人を留申候事出來兼ね、御救米御拂にて何人留りへ米何程御拂と致候事に候。凶作の程は巳年よりは莫大に不宜、未申兩年共違作に有之候へば、天明三よりは又々一段難義の事に相聞申候。御圍米多く有之候へ共、巳年より四ヶ年目故御上にては御救行届兼ね候。併し十萬石には御圍多き方にて、平生の御用意譬ふるにもなく候。暮に至り半右衛門と申す同心有之候處、暮の餅搗き候積にては可致様無之困り入り申候て、實物にては用立可申旨申聞有之候。

凶作と申候へども、餅神様に備度段尤の事と承り申候へども、其頃は貸候へば催促致候事は眼前の事に有之依ては只今より關根屋敷邊に相越し出穀を取押申候方可然、早々支度可然段申候へば直様支度致相越候處、五つ時前に五斗俵二俵を取押へ申候。内一俵は返却致、一俵にて餅を搗き申候。右の節習ふにも不宜事習候とて親より叱を受け申候由、併し右様の事も有之候次第に候。二本松往還には死人も數有之候へ共、立合役人は御下げ無之事に有之候。一分に米四升八合位に有之候様に御座候。

天保八酉年春に至り、食物悪しき故病人多く有之、村方死人多く、父子食物に差支、乞食も多く有之候。八丁目の義往古より人氣不宜場所にて、人を殺すこと杯は何とも不思人氣にて、天明根大坂坊と申場所、人捨場にて、何程死骸多く有之候と申聞候へば、旅人を殺す位のこととは可有之事に存候。米澤村にても人氣不宜場所、黒沼と申所に二本柳介次と申候者、伴の一人切殺し、相手の一人と申合せて夜中飯野川に至り、右一人をも切殺し金子取候事有之候も、右の旨訴へ出候ものも無之候處、大島丈之進、渡邊未分知人にて介次を召捕牢へ入候へ共、右の筋指置咎八十にて出し申候。併し右様の者故末々には飯野村にて人手に掛りて死に候由。何れ右様の次第にて、八丁目へ夜中杯出候者の爲に米澤村より小屋掛にて茶屋を致居候。其茶屋には穴藏有之趣風説に承知罷在申候間、二本松より夜中歸りの節一寸立寄申候處、近所の者には無之人物兩人罷在候。茶呑客體に見候へ共、並人には無之候。翌日大島丈之進馬にて参り、咄致候中に其夜の次第

相咄申候へば、見廻り磯松を呼寄せ、馬にて右の者へ行穴藏の内有之候もの兩人召捕申候。併し水原沼袋邊に少々盜有之候計りにて追放致候。誠に人氣不宜事共に御座候。

天保辰年大風の事

天保十五辰年二月二日曉夜九つ時前より大風有之候。横江半三郎とて是は黒田傳太夫弟にて御用人勤に有之候ひしが、久敷病氣にて朔日曉七つ時頃死去の趣、黒田氏より小子を呼掛られ、只今参り吳候様と被申聞候間、六つ時前に参り夫々始末致候處、近藤兵介参り候。近藤氏巧者有之依て精々手配致候て夜に入り兩人にて歸り候。四つ頃より大風の響有之、九つ時頃より次第に強く障子をからげ、疊押立て、繩細引にて結廻し、細木掛竿の類まで相用ひ申候處、持上る様に致候て吹破り、其物凄さ譬ふるにもなく、正藏儀妻女中部屋へ入り、親儀は病身にて指圖計り致居候。屋根は勿論土藏屋根吹きむくり、壁を吹貫き、障子は何つ方へ飛申候ものか不分。七つ時頃に至り蠟燭なしにて萬事差支、黒田氏へ垣の破れより参り、外より右の品借用致度段無心申候へば、早速借り得申候。内より傳太夫被申聞候は、如何様の不仕合か弟は死去、家は此通りとて我計りの事の様申候。中井新之丞宅も潰れ申候。御家中は勿論御城杯も如何と心配の由申候へば、扱々困り候と計り。早速歸り候て屋敷廻りを手入致罷在候處、表門は表通に吹落ち居申候。曉六つ時に至候へば、風の中に河原小屋に参り、彦藏と大工とに明日参り吳候様相頼申候て、其足にて鹽澤の屋根葺傳右衛門へ参り、明日より参り吳候様相頼申候處、萱は和田殿新田に有之筈に候

間、直様御出し相頼明日より持参り候様取計はれ度旨申聞候へば、又其足にて参り申候へば、一步に二百七十把にて一兩二步分請合、又其足にて八丁目へ罷越金澤屋八十郎へ藁二駄無心致歸りの節、黒沼へ立寄、地萱二步相頼申候て、四つ時宅に歸り、夫より横江へ参り候處、右様場合なれ共、今日の中に送葬致度段傳太夫被申聞、龍泉寺墓所手配致候て送葬取計ひ申候。誠に見送も無之、源之助計に御座候。外に佐倉監藏は兄弟に付罷出申候。寺才判見送旁々安部井又之丞出候是は風破に付罷出兼候段斷り御座候處、兼々輕薄人に有之申候故、黒田澹齋へ頼み可然事に近藤兵介と申談候次第に候。近藤氏は弓術の宜き人にて、直學類傳に有之、此時珍敷人柄に御座候。其後右様の風無之、屋根手入計り五兩餘相掛申候。尤八日には出來仕、御家中内第一番と人々被申候。併し村島は手許不廻と申す事に候へ共、右様仕舞金能くも手行届候とて人々被申候。錢なしとて儉約は如何など申す者も有之候。親儀所々に参り、悴儀錢なしとは不思、今日の儉約第一と計常々申居候へば、召使女儀兼々不宜事に申觸居申候折柄、故至て不評判に御座候と申候。御作事奉行御家中内見分致候處、大中の二段に風破を見分致候て、永世救金上納致候丈、御貸渡、又は譯なく半高御貸渡、又は二兩二步御貸渡に相成候。自分儀は見分前手入致候故、御貸渡無之事に有之候處、風破早速手入致候共、半高御貸渡被成可然事に御役筋の御撥談有之候趣、郡代中より達し有之候へ共、最早手入相濟且は拜借金も多々御座候間、拜借不奉願候段相斷り申候。右は拜借金等致候へば、餘分の手入に相成るべく、何とか住まれ申候上は宜敷事に相心得申候次第に有之候。

御獻上鳥打の事

弘化二己年六月二十八、九日頃御用人中より只今御用有之候間、御城へ罷出可申旨申來候間、早速罷出候。三田數右衛門と兩人に御座候處、御獻上鳥打御用被仰付。尤丹羽四郎右衛門方より御内達有之筈に有之候へば、宅へ相越申候様、丹羽四郎被申聞候。御用申渡は渡邊岡右衛門に有之候。鳥打の日取は八月八日彼岸十日前の事に有之候間、大槻村離森へ相越、西の内久次郎安子鳥在多中、富田村おどろ忠次郎三人召抱、池田茂七郎義役人に相成申候に付、其代り大槻村より取上、人足、繩、菰類莫大有之見込何程と申事取極、且は鳥類迄心を用ひ相勤候て、一ヶ年にて何程と申す見込可有之候間、定式を相極可然旨、四郎右衛門被申聞候。雁四つ、雁金一羽、菱喰三つ、都合八つ、夫より鳴の囀六十羽餘相調候。尤鐵砲は打候へども殺生は不致事に可致積りに御座候處、久次郎は中り有之候へ共、多中儀下手に有之、無據自分打始め申候。存外に中り有之候間、夫より出精致候處、一秋に十七發外れ有之候のみに候。此年鶴は二つ、菱喰十六羽、白鳥六羽、雁五十羽餘と相覺え候。鴨は百三四十羽程か、都合上の池にて二百六十羽程取申候。外池より取参候諸鳥共指し出申候高、四百四十羽餘に有之。往古より右の鳥程出候事は日記に無之趣に御座候。池數は數多にて荒増は早稲原村新池、富田村瓜坪池、高谷ヶ池、赤沼、逆さ池、大槻村新池、鎌倉池、美女池、川田村新池、かつき沼、はの木、もろの木、皿池、成田村新池、富岡村新池等也。野田村番の澤、片平村新池、奥澤杯と申す池も有之、諸人参り申候節、扱能く有之候へば、鳥は何程數上り可申心得に御座候。上よ

り受取は野扶持二人、是は部屋一人に獵人玉藥代、鳥形塗代、火繩代共代料に積り三分三朱位に有之、此外に勝手方にて御買代も代にて相渡候證文に御座候。鶴番小屋九つ有之候處、一小屋一人五十文にて取調、一日九百文に有之、傳馬一疋代三百八十文、村元より賄人一人二百五十文位に有之、都合一日一貫五百七十文位、一日一分が二十文の不足と相覺申候。池田氏より讓の雁代二兩二分相拂、一日に一貫四百文、雇人の代料迄一日に相遣し可申積り算用に候。併し行歸りの酒食代二兩と見込、是は鷺を相拂申候へば有之候。右鳥一分に付六羽五羽四羽迄有之、拂の節は二羽半位の者故、右の内三羽半位迄有之候へば、諸入用丈相拂、先づ借置候事に取計候。錢の残り不申候様心掛申候ても、二兩位は出來可申様相成申候。此二兩年中郡山より參り申候者への賄代と相覺申候。八月二十五日は顯徳院様三十三回法忌にて大隣寺へ御代官杯迄罷出可申筈に付罷出候處、參り掛に餘二つ取申候。是は大物なれども御精進日に付出し兼候。鳥十七羽持參黒田手許へ指出候處、御内々上に指上申候處、御賄にて御肴頂戴仕、大鳥の内七羽家内へ遣し申様とて被下候。右様の者に有之難有事に御座候。年暮に褒美は銀二枚頂戴仕候。

江戸御屋敷御類焼御普請の事

嘉永四亥年二月四日江戸御屋敷御類焼の趣早駕籠にて着有之、御家中は不及申何れも恐入申候事に御座候。御金も顯徳院様御代より御不自由無之相濟申候處、御當代に至り御物入も有之、且つ江戸表より千兩役者杯呼下し是も上の御物入に相成、大手櫓御普請、殿様御官位御昇進、又

は四谷松平攝津守様へ兼姫様御縁談等、御物入一萬兩餘に有之候。是は今の尾張様に候。右様御場合有之、御領分中へ御借上金八千兩も被仰付候模様、是以て兩度御物入に有之恐申候事に相心得申候。追々御手配被仰出候へ共、早速是と申す見込も無之候處、二月二十六日瀧川宅右衛門御作事奉行被仰付、瀧左段次は年賦取立役より竹木元方鍛冶奉行兼帶是も同様急登り在番被仰付、十日目出立罷登申候。御家老丹羽丹波頭取にて御普請掛江戸表元へ平島孫左衛門、戸城傳左衛門被仰付候處、二本松表にて掛り不被仰付候て、是と申す内、三月二十九日大鳥丈左衛門御勘定奉行より御普請掛被仰付候て、四月七日出立罷登申候。四月二日丹羽兵馬御勝手方呼出にて罷出候處、江戸表より手本の釘何程の直段にて出來候哉尋ね有之候に付、早速御鍛冶屋へ戻り江戸直段の通出來可申哉職人へ申談候處、江戸表御買上の方宜しく有之旨相答候て、手掛不申候由傳聞仕候。扱々困入候事に有之、鍛冶奉行被仰付置候上は、右様の節骨折時勤可申筈御勝手方へ相斷申候。扱々と思て、早速郡山釘の直段職人並登り行き指出候て、何程と相尋申候へば、江戸表同様の直段に仕上り可申候間、四日會所へ罷出、御勝手渡邊岡右衛門へ御鍛冶屋にて出來申候へば高値の見込有之候故、郡山釘御買上の方宜、是は江戸表にて二千兩の釘御買上と相成候へば皆金他所出しと相成、郡山にて御買上候へば、鐵の代計り他所出金跡は御領分の益と相成申候事に有之、其上御借金の仰せ出候事に候へば、全く御益と相心得申候間申述候。尤御買上の儀如何と御承知にも有之候はゞ、我れ郡山へ相越直段書付取上候て御談可仕候旨申述候へ

ば、御勝手方宮澤平内兵衛、山岡仁右衛門兩人郡代中へ申談可申旨申候内、郡代中より御内用の間へ罷出可申段被申聞候間、其次第柄申述候へば、尤の次第柄に承知有之、若し引届兼候儀も有之候はゞ、其節被仰付候儀も可有之候間、萬端御益筋の義可申出旨との事御勝手方にて驚入被成候と存上申候。

右火事は四谷御門内糝屋よりの火事に有之、永田馬場は勿論赤坂出羽守様、岡部様は残り、山王町残り、麴町は明石様御類焼、外櫻田上杉御屋敷より御堀端迄に一軒残り、松平安藝守様、黒田様、井伊様、相馬様、植村様、虎の御門内内藤様夫より芝御裏門前、西久保通り迄焼失、永田馬場は角の内藤様残り候位、の火事なり。安藝守様は黒田様角廻り位、黒田様は半分、御殿は焼失に有之、右の譯合に御座候へば、江戸表も役人相正し申候體に御座候。丹羽丹波儀七日四つ時頃早々着致、早速會所に出向相成候處、夕八つ時頃に至り宮澤平内兵衛儀呼掛有之候間、何と相答候やと申候へば、明日山岡、我兩人被爲召候間御請に罷出候、貴様も被爲召候趣に相聞候へば御在宿可然と申事に候。其内山岡氏宿所より呼掛候には御奉書可參候間御承知可有之と被申候。銀冶奉行勤にては別段の儀無之筈と相心得居申候處、御奉書以來早速丹波殿へ御請罷歸候。明八日には五つ半時頃御城へ罷在候處、平士にては宮澤山岡我三人に有之、右兩人は御勝手方、我は銀冶奉行に有之候。御用始まり候節安田惣右衛門、村島甚七郎、丹羽四郎右衛門より郡代不殘、御用人は黒田傳太夫、服部久右衛門に候。安田惣右衛門儀江戸表御類焼に付急登り御普請掛被仰付候間、支度次第出立

罷在候様被仰付、跡御普請掛被仰付、國許勤に有之候。日光御年回到付道中筋往來出來不申候趣、江戸表より申來候間、水戸通りにて罷登可申心得と申事に候。右に付ては私も御同道可仕とて同道にて出立急登り致候。在番に無之候ては御手當金五兩に候。右にて道中の物入江戸の小遣迄には指支申候ものは有之候へ共、才覺金平日困窮の身分御座候へば、借用金も行届不申候。併し馬乗掛にて罷登り在番往來致居申候身分に有之故、別段の指支は無之事に御座候。

嘉永五子年正月七日より御普請始まり、御國より登居候大工並土方のもの數人に有之。誠取込と相成申候。朝正六つ時より暮迄に有之、朝五つ時食時、晝九つ時の食事、六つ時前食事に致候て、晝は辨當、夜中に至り、食事に御座候。御普請夜廻りは不時に夜中相廻り候。御殿御普請は三月頃より始まり、大島丈右衛門儀正月廿日後より御作事奉行引切り相勤申候。山岡仁右衛門二月に至り着、是も御作事奉行相勤候事に相成、御作事奉行三人に相成、小奉行は加藤佐十郎、是は在番瀧川と同道登り、定府にて宇野川太左衛門、定用は自分と宇野川兩人にて御普請場と平日の御作事持切に有之候。併し定府勤は在番と違ひ不宜候様最初より覺え申候。奥御殿より建始め申候に付、地割繪圖仕立申候て相違無之様手配致候へ共、奥御殿は間詰り、表御殿は本間に有之候。然る處右割合仕損じ三尺違申候に付、新規建を三尺奥へ引き、庭前通りは土手の上にて石垣に有之候處、右を三尺高に不致候ては不相成候割合に有之候に付、二百八十兩にて石屋半次郎、六右衛門と申す者に申聞候に付、早速丹波方見込を附割合を見申候へば、石代計り一人一坪の見込に有

之依ては見込の通可申附旨取極申候處、是は諸役承知に無之候ては不相成事と申候へば、右の譯合にて可申達と申候間、其儘御達に有之候處、平島孫左衛門方右様の取計ひは村島の處置なるべしとて御作事奉行御免の申立致候哉の處、丹波殿の取計ひに有之故漸く逃れ申候由、丹波方の咄にて承り申候。表御門鐵物貯新規にて百八十兩の申込有之候由承り申候處、古物の方直して相用ひ可然と申候處、古物六十兩の拂に有之候間、出入にて百二十兩の事に有之候は如何と申事に候へば、早速焼直し候て爲見候處、尤の事とて新物御買上相止、三御門にては餘程の益に有之候。是以て古物等相用候段不届と孫左衛門立腹致候處、丹波方取計ひ焼赤金有之候を相拂申候様内々有之候處、一割に不相成候趣、當時相場二割八歩位かと相聞御拂者一割五分相當に可有之申候。惣貫目より一割減の見込にて可然事に御座候間、一割五分の直段無之候ては御拂御止可然と申候内一割五分に御拂に相成候。右様の事は村島試候故旁々不届者と見込を付け、何事出來申候ても我々手配と致、終迄平島氏と熟談無之候。併し右様の事に至り申候上は、此方にては氣を附居申候間、勤の爲には宜しく有之譯併し晝夜油斷無之候間心の休みは無之候。竹木元方には田丸權十郎在番勤にて罷登申候處、是は御廣間在番の節新參へ六ヶ敷其上惡心なる者に有之趣、山岡大島我も同様有之、彼是日々指支候を見込、其上、役と申事は不知故萬事指支候。小奉行に石川喜代治と申者、是も不宜人物にて萬事指支候。實は平島孫左衛門の附け者に有之、當人讀書不出來者故困り申候體有之候。併し不足者に有之候とて惡と心付申候事は不致候事に御座候。

大島丈右衛門儀知る計りにて心に留りなく仕居、山岡仁右衛門儀鉋屑にても不捨事を大事と心得候者に有之、何れも丹波殿の懇意者、其上致方實あるもの故、我とは程能く相勤申候、是が利口と申事に御座候。我は平島孫左衛門と釣合ひ丹波殿勤向き心附けの義も有之故、難澁多く相覺申候、是も後々の修行と心得申候。是以て無據一條に候。右故上府にても今日の間に合せ、只今下りと被申候ても指支無之様心掛申候。右様大普請に付大工手小方にて百二十人も登り居候折柄故、御出入町人より進物有之候處、少々物は受取候へ共、反物類は斷り居申候。右にても貫物澤山に有之、何れも定府者見候ては浦山敷猜みも有之候義に御座候。六月お八重痘瘡にて誠に難澁の體有之候。併し右様の場合に候へば、朝六つ時より暮迄相勤め、其上木の入用を調へ致候ては、夜中に至り頭取の幸太郎、富八、松田喜平治打寄夫々手配を致、何分にも困り候。山岡大島は指圖のみ有之右様の割合は不致事に致候故、日々取込居候處、今日はお八重凌兼ね可申とて長澤良元御普請場へ參り呉れ、丹波殿も今日は下宿可然被申候間、歸宅致候處、大雷にて大雨降來候處、右雷聲にて痘瘡變代り、早速目前に容體宜敷相成、早速全快と相成申候。咄しの様に候へ共、誠の事に有之候。かしけも宵日に至り氣色相直り大仕合に御座候。右様の義に御座候へば、妻義は大難澁致候。

亞米利加船再渡來の事

安政二卯年三月頃亞米利加人再渡來り候て、江戸中の騒ぎは勿論日本國中の騒ぎに相成、彼是

の評判有之候處其時は阿部様御老中にて不容易風説有之候。交易の一條とは申候も、何時軍指
向け候やも計り難く、右様の場合海中にて大筒の音有之人々相恐居申候。併し此一條は皆々早
知り居候者と相見え、御臺場も出来、水戸様より献上の船も有之候。但これは繪圖などにて承知
の事に御座候。異人等御老中様までも御進物有之、依て九段邊へ参り馬などを乗り申候様に相
成候。横濱を貸置申候へども、異人屋敷とは思はれざる程の人数参居候て、彼是公邊にて指支
申候。併し御老中様などは進物などにて歡居候ものもあらんか更に相分り不申候。大筒は御
臺場にて試打致、異船は勿論鐵砲の音多く、海の深淺を測り、小船にて往返致候ものも有之候。
浦賀御固、富津御固、品川邊大森横濱も同様の事に有之、細川様長州様、會津様其外右準じ相詰、諸家
御物入は不及申、軍支度の具足乗馬等買入人氣の強なることは何れも同様に候。公邊は可致様
無之、京都にては異人を愛し不宜との意も有之、上下混雜なることは不可謂事なり。

安政二江戸大地震の事

十月二日の夜正四つ時撃柝の折山王境御長屋前を通り申候て家に歸り、最早休み可申積にて
寢支度の節、俄に大地震有之、やう／＼の事にて縁側へ疊一枚丈出し候處、正藏儀下よりとん／＼
と上り來り候て、丸行燈は何れへ行きしかといふ。此時我はお八重を抱きて立上らんとせしに
前の庇はつぶれ、臺所方の九尺の庇も右同斷にて家より出ること能はず。地震はしばしも止む
ことなく、併も後のゆり方は横に動く丈なりしが、平日などに有之地震とはちがひて、中々家より

出づること能はざりしも、其中我は漸く機を見計ひて飛出で、子供等は追々に抱きかゝへて出だ
せしが、其難儀譬ふるに物なし。夜中なれば燈火なしには可致様も無之、殆んど當惑の折柄、妻儀
長押へ掛置きし弓張提灯を取出して燈火を付しことは平生のろまに似合はぬ不思議の事な
り。悴儀は松平氏の嫡子御番入被仰付候に付、右に客に行きしが歸りて休みしばかりのことな
りしに、驚き出だして梯子の先に衝き當り、着服帯共脱ぎたる儘にて丸の肌にて下り來り、座敷に
置きし箆笥の引出を引き候て、我の黒羽二重の衣服を着し、帯も我のものを着し居候ことゝて、夜
明けて後魂消しことなり。臺所に置きし鶏は屋根下になりしか一疋は死にたれども、其餘は無
事なり。我は御殿無覺束心得、立の儘にて下御殿若殿様御居間まで行きしが、御小姓は庭へ飛出
し、若殿様廻り當番の者居しが、中庭にては危ぶなし裏庭に御出可被成と申上げ、戸破り候て直様
引返し、夫より奥御殿御前様を伺候處、岡佐一右衛門儀御用當番なりしが、袴は略して御機嫌相
伺可然と申候へば、唐紙戸踏越し行きしに、御機嫌能く御悅御座敷へ御出での由承る。其時も矢
張揺り居候事は強かりしが、横揺りにて氣遣ひなしと見て直様歸り申候。大小槍など取出し兼
候仕合、火事羽織を取出して着し候。新御殿より奥御殿に行きし時、丹羽丹波大小を寄せ抱へて
表へ出でられしも、袴を着し居候。我は新御殿別條なく奥御殿へ廻り申候事申述候へば、扱々早
きこと哉と申され候。平島孫左衛門儀表勤の者が奥御殿へ罷出しこと不宜とて御用部屋まで
申候由後にて承り候。併し丹波殿には第一番に右へ心付候段宜しき事に候も他に相聞え候て

は彼是面倒なるべしと被申聞候由是亦後にて承り候。地震も一先づ安堵と思ひしが、切りなく揺り居申候。其うち丹羽殿より可被參旨使參り早速參候處、酒食の馳走あり、心得宜敷段歎呉れ申候。併し二本松へ飛脚指出可申候間、手配可致との事に付、御殿へ參り御手當並御用狀書役宇野川三治、淺野壯介と夫々手配候處、其時も矢張揺り居候て、迷惑の段何れも申候へども、何方にて同じ事なるべしとて、先づ安堵致居候。然る處四方に火事相見え候も、是亦潰家のことなれば心支えなしなど申居候ひしが、幸橋内松平甲斐守、眞田信濃守、南部様、松平肥前守様など遠火には無之候。飛脚は乗馬の飛脚に有之、御徒士鈴木庄藏下り申候。此地震の節、佐藤宗運とて座頭の針醫丹波殿に參り居りしが、こは大變なりと申して宿に歸りしも、途中無事に歸り候。大鐘彌兵衛儀は平島音人へ參り碁打居候處、音人儀俄に障子を開きて庭へ飛出でしを、彌兵衛は碁破れ候哉とて其儘に居候。音人があちらこちらと飛廻るを見て、是は何事かとて、驚きて宿に歸り、馬屋の倒れ居候を踏越えしが、其時に至り前後を失ひし由、後にて承り及び候。御屋敷潰屋、上總部屋、本組長屋、小役人長屋、右通りは不殘同斷、長柄部屋其外は半潰れなり。丸の下御老中様御屋敷潰れ出火に相成候に付、御人數被指出候。兩三日の中は一時の内に三度位づ揺り申候。

御勝手方財政の事

文久元年四月頃より米次第に高直に至り、諸品も同様にて、日本中如何になる事かと心配致候。絹糸も下り候節は百匁に付一兩位の處一兩二步位に通用被致候。何れも見込と相違致候事多く候。御勝手御買納代金は八百兩位の處千兩餘に至り候も、御拂米は千九百石位の處是以

て五千兩餘に至り、御暮向宜敷事に候へ共御物入も追々多く相成候へば、繰廻し第一と心掛候て、利金千兩餘取候事に致し申候。此時丹羽和左衛門儀、村島の繰廻し、金子取上兩度の利を相加へ申候哉と相見、一月の利を取候金、其月に利を取り不申候様致可然やと存じ、其月取上げの分二十六日後に御貸渡可然と被申候。併し手元の金に利の掛り申候事は無之に付、不知様取計ひ、一ヶ年貳千兩の入金致申候。利合三十兩一步の割に御座候。右様の取計ひにて追々溜金致候。別段御備金として千五百兩御座候御常金を貸渡し、九月より貸初め二月取上げ候を三月取上のことに致候て指支無之様配り、若し指支候節は紺野川口より借上致候様手配致候。是には人々驚入申候。

上納米は三萬石位、二千石餘を御用捨米と致し、十萬石にて御損失米に致置候。困窮の村方御救米と致し金一萬千兩錢一萬二千貫位と見積り申候。御家中渡米一萬九千石。江戸表登せ米三千六百石。三百二十石を賣立米と致し、安久津廻し米の處、近年道筋馬不足に付岩城海上廻しと致候。本道爲御登米百四拾兩位、岩城は百二十兩と見積り、岩城より鹽引買入申候に付皆商賣のものゝ爲なりと存候。以前は永戸請負有之候處、近年は武田太左衛門請負に御座候。月々御扶持方米六千石其外町在火事人へ御救米三百石と見積り置候。又御圍米も取置候。御圍米は糶にて四萬石、其外稗も四千石も有之候。村々農作の節御用捨米の内より指置候様手配に候。天明年中凶作の節死人多く出來候砌に始まり、天保兩度の凶作にも相凌ぎ候事に候。江戸表爲

登金一萬二千兩外に御借入金利分迄三千兩程に有之候。江戸御借川少なと致度候處、御並方御拜借不足に至り申候へば、物入の御用可被仰付模様付、先づ御都合にて返金不致様相配り申候扱々世の中は金なしの方宜しきものと相成申候。江戸表のことは御家老始御物入有之候ては二本松表凌兼候段は委細相心得申候へ共、千住大橋を越え候へば何れも江戸者の様相心得金錢の考へ薄き事に至候。江戸は横濱交易以來絹糸の類は何れも高直に至り、諸大名は御儉約とて絹糸の入り候物は不相用様自然と相成、木綿類取交ぜ相用候。米は暮向高直と相成、道中筋往返旅籠も高直に有之米一升六十文餘の時一宿百五十文位の處、六百文位と相成、往來の者迷惑に有之上にても足金御拂ひ相成兼、萬事指支と相成候段は眼前の至りに御座候。右等の時節に有之候故諸難儀に相成、諸大名様御奥方様御國住居被仰出、此方様にても皆々様御下りと相成候へ共、長州様などは江戸屋敷の御品も御拂ひ、御玄關向も鐵物も取片附御拂ひと相成、薩州公も右同斷にて、江戸市中押込盗人多きに至り住居致候者難澁の至に御座候。

才股合藥場の事

慶應元丑年正月に至り。鐵砲玉類又は藥類用益々入費多く有之候に付萬事心掛、昨年水府軍歸陣後、御武器合印御馬印を始め仕替相成、夫々手配致候。明珍佐摩岩井政次郎とて我等上府前より御抱へに相成、足輕具足並士分具足まで年々二十餘も御出來に相成居申候へども、水府出陣の間に合ひ兼申候。諸家様も右様の時節故彼藥は試最中と相見え申候。御入費多の上何分に

も諸所廻り兼ね、才股合藥場は手隙の節相越候て萬端世話可致と存じ候。去る亞米利加渡來の頃竹の内にて五ツ備始まり、夫より二組にて青田原にて陣押の足並など稽古致し、鐵砲藥入用に相成、齋藤彦之進右入用丈は合藥春致居候處、追々世上鐵砲入用、江戸にても西洋鐵砲大流行、大筒は大森御臺場、小筒は赤坂蓮池端にて訓練稽古有之候。二本松表にては右小筒御調へ無之故、京都下りの節淺尾數馬介在番なりしが、是非善惡の儀不存候へ共、罐打鐵砲御調への上試可然段申述候も、諸役人何れも不承知にて更に不聞入、依て何とか辨不辨の儀朝川八太夫御糺しの上にて御調べ可然段申述候。京都御警衛は何れ西洋鐵砲に有之候。右様の儀に付き齋藤彦之進、木村貫治門弟と相談三十日代り合にて才股にて合藥可然段申合の上相始め申候。併し包含藥は大筒藥小筒共一八と申し、是は鐵砲打傳授など、申位に有之、一日二貫匁出來の筈に候。右小屋定番一人其他五人位相出で、其上御勝手並定番出候。其上又我等も出候。右様手數に有之、永世可行見込無之候。依て職人相抱申候方可然と考量致候。夏後に至り相馬の職人、是は生焔硝取に相抱へ下職には右弟子を相抱候、是は三春表にて下枝九八郎方などにて少々取扱候位の者にて依之、我の指圖にて、一日二貫匁上りの積りにて、抱人三人の外神野萬藏頭取にて四人にて定製致候。萬藏内職人一春一人にて一朱の積り、食事までに二朱掛り見積に致置候龜谷丁よりは、手木方のもの耳遠く候て、平用の事出來兼、其上休日なし故米職よりも宜敷とて望人も有之、追々春方巧者に相成良品出來、西洋藥同様に相成候。併し土藏へ入置候と悪しく相成何れ土藏入にては

六ヶ敷ものと相考へ候。七月下旬頃石筵村流木相始まり候處、夏中の事にて大水出候節、少々高き處へ指置候へ共流し、何れも難澁と相心得、才股前に浚ひ有之候を合薬の齎と致候。我川へ出て相集め候へば馬に二駄餘出來、尤も二朱酒手を出し申候。右の砌流木は年々にて千兩の御損金有之候とて困入申候由、江口殿宅へ打寄り、郡代郡奉行の咄何れに取計ひ可然哉との談承り、工夫は如何にと被申候間、冬至より春彼岸までの間に有之候は、高水はなし諸人手隙の砌、人足も下直に有之川の留りも筋違に致候へば、一本も流し申す間敷、今一度試可然と申し候。併し掛りは多用にて廻り兼候に付、役は迷惑と申述候。夫より又々流木に掛り申候。本城は勿論、學館、才股流木役所は日勤にて、物好と申すは是か、我儘の餘りに候。御武器と申候へ共、鐵砲の新出、鑄立新筒一貫目二挺、其外車臺、百匁筒三挺御買上にて、日和田龜谷町鐵砲鍛冶兩人にて三十匁筒三十挺追々出來申候様申付候。來年は京都御警衛に可參、左候へば萬事御指支無之様致度計りと心掛候。

平石拂ヶ平調練の事

慶應二寅年正月は例年の通り、併し年々軍の模様有之、公邊は次第に鐵砲流行西洋筒渡來多候。江戸表にても昨年ゲベル筒八十挺御指下し、一挺に付二兩許、尤も古物なれば一先づ御拂被成可然旨御沙汰有之、一挺に付一兩三分位と覺え候も、鑄打にて江戸表相調へ候事とて萬事指支候高田向佛ヶ平にて調練可然とて殿様御出被成御持筒組齋藤彦之進師匠にて御試有之御番頭

二組寄せ、諸掛り人出候。御馬印又は諸道具は山鹿流の陣配りにて、御勝手方器械方にては誠困入り候。其上何れも流儀流儀を墨守して其固陋譬ふるに物なく、右様の振合實に愚の至とや可申、剩へ鑄の細工致す者もなく、淺尾數馬介小細工を好み候故、江戸より器械を取寄せ候て始めて我にて出來致申候。右の節の入用は是にて間に合せ候へ共、誠不開の第一に候。才股にては合薬製造専らに致居、出來の分は硝硝藏入に致候一箱六貫目入致候て入れ候。是は前々より城代立會戸前を破り入れ候て、又々塗置候事に致居候。御作事方本城番御勝手方出役誠迷惑に相心得指支多に御座候。佛ヶ平調練には殿様御出被成候て大人數には有之候へ共、軍の人は足輕人、槍持人にて人足二人は入用有之、太平の積りに有之候故、誠に後世の物笑と相成候と考へ申候。弓術師範の人物などは鐵砲は足輕入用など、申し、新渡來鑄打鐵砲は武衛流などにては用ひ兼申候とて一切不聞入候。江戸表にては最早新渡り計りに相成候故。京都御警衛には水戸公數百挺にて御道筋相守候折柄に有之候を、二本松表にては諸役人共何に可相成ものかなど、申し居候。上杉様など京都御詰の節を見聞致候も、諸士竹具足を求め、新影流の彫刀打を相始め、一人も不致ものなき流行致候。立花侯にては大石進と申す彫刀打の先生二條公へ御貸人被成、武人二十人御用立置候體、砲術も右同斷にて、流儀などは相捨て、西洋筒と致候體に御座候。京都御警衛の節御配りの筒は夫々賣人有之御拂筒にて間に合せ申候方も有之哉の體に候。右様の時節に至り、天下不穩は勿論、徳川家の諸士とても、軍の試など致候者は役人中にては評判不宜敷故、一

先づ今日過候事を第一と致居候折柄、江戸表にて一貫目筒二挺有之候て、二本松表にて御出來可然御存寄申立、百匁筒三十匁筒軍用にては用ひ兼候は勿論と存候へ共、筒少々にては不宜、右に付き日和田村久八甚兵衛兩人にて持候筒玉を御鍛冶屋にて玉鑄立、十玉にて十貫目の新筒の玉類まで抜候へば、鉛計り百貫匁などにて間に合ひ兼ね、本城御貯の品計りにても不間合、郡山武田太左衛門より六百貫目餘御買上被成候手配致候。併し是とて誠に心細きことに存候。

八、水戸戦争實況

佐倉強哉

元治元年七月二十九日常野兩州に於ける暴徒追討として水戸藩を應援すべき旨公儀より被仰出候に付、本藩にては總指揮官家老日野源太左衛門本隊を率ひ、五番組は大谷鳴海、六番組は大谷與兵衛を隊長とし、足輕物頭兼軍師として小川平助、大目付兼監軍として日野七郎次を本隊に物頭水野九右衛門、監軍岡佐一右衛門を五番組に、物頭寺西次郎介、軍監味岡繁右衛門を六番組に隸屬せしめ、旗奉行一騎、殿一騎、使武者二騎、各隊戦士二十六人、大砲方七人、惣人数千百十一人、八月七日より順次繰出し、宇都宮を経て同月二十六日水戸城下に着陣す。

二十七日水戸隊將市川三左衛門、目付高木宮内、小出順之助、城織部、本藩日野源太左衛門、大谷鳴海、大谷與兵衛等、弘道館に於て軍評定の上、我が三隊を以て神勢館に立籠れる敵を攻撃することに決定し、翌二十八日午前六時總勢繰り出し、中川の渡より砲撃を加へ、川を涉りて前進せしに、賊

は青柳の在家に火を放ちて退却せしかば、我軍之を清水原方面へ追撃せんとせしも薄暮に至りしを以て中臺村に宿陣す。

二十九日拂曉市毛村並神勢館に屯集の賊皆退散せしを以て、九月朔日我軍進んで太田町に入り久慈川沿岸各所を警固せり。

九日朝六時敵は久慈川を涉り、我が六番組支分隊の守衛せし竹河原に襲來せしを以て、殿頭青山伊記の足輕隊及使番肝煎佐倉源五右衛門を始め、戦士山田兵太夫、瀧川九右衛門、杉村造酒右衛門、三谷興之介、服部數右衛門、丹羽武左衛門、毛利謙藏等之を防戦せしも、敵兵追々に増加し砲戰益激烈を加へたり。我軍將に退却せんとするに際し、佐倉源五右衛門強弓を以て敵を間近く引寄せ、矢叫の聲と共に數十本を發射せしに、殆ど虚箭なかりき。既にして敵兵川を涉り肉迫し來りしにより、刀を抜きて數人を斃し、遂に銃丸を受けて其場に戦死し、足輕郷兵數名亦こゝに戦死せり。

五番組大谷鳴海の一隊は其退路を遮らんとしたるより、夕刻久慈村を引揚げて石名坂に登りしに、敵兵已に坂の下に押寄せ來りしを以て、將に開戦せんとせし折柄、水戸藩士戸條久之丞來り會し、共に軍議を定めて、物頭水野九右衛門の足輕隊を畑中へ指配りて砲戰を開始し、坂上より砲撃せしかば、敵は迂回して進み來り接戰數合に及びたり。小笠原是馬介槍を揮ひて數名の敵を突き斃し、遂に其場に於て戦死せり。長柄奉行丹羽權太左衛門も槍を以て敵と戦ひ負傷して其

場を引揚ぐ。此時水野足輕隊は高さ三間、横五六間計りの塚を楯として、此裏手より廻り來りし敵兵を十二三間の距離に引寄せて其六人を打斃したりと云ふ。既にして日漸く暮れしを以て、我が軍は隊伍を纏めて引揚げ、途中敵兵三名を捕虜とし、太田宿に歸陣せり。

此戰に就て水戸公より賞詞あり、又戰死者遺族に對しては惠恤の恩典ありたり。

九月二十六日助川城に立籠りし賊兵追討として各隊太田宿を繰出し、助川近傍各所に宿陣し、翌二十六日早朝助川城山の手よりは水藩相場九十郎、菊地善左衛門の勢、海邊よりは同藩寺門戸十郎の勢、大手よりは二本松勢、三方より同時に攻撃を開始し、大小砲を連發せしかば、敵は山の手傳ひに逃走して容易に城を奪取することを得たり、依て水戸勢は該守備に任じ我隊は太田に歸陣せり。

已にして賊兵武田伊賀守の大集團、湊に立籠りたるを以て、十月五日總攻撃をなすことに決し、其部署を定む。田沼玄蕃頭を總指揮とし、川俣新町口、鹽ヶ崎口、柳澤口、中根口(我隊は此口に加入)の五方面とす。

十七日我が隊は東中根より新田野一本松と稱する小松原に於て砲戰し敵數名を打留む。我六番組の大砲隊なる朝河安十郎、負傷後死亡す。

十八日同總攻撃、我大砲隊の玉持人夫一名戰死す。

二十三日賊は自ら湊に火を放ちて逃走せり。

十一月六日芦野邊警衛を命ぜらる。賊徒平らぎたるを以て太田に歸陣す。

十一月十八日總軍二本松に凱陣す。

九、西陲砲戰秘事記

西陲砲戰秘事記 前編之序

それ自作る罪はのがれがたしとや、古の金言百も承知の顔つきなれども、愚知短才なるふのみこみ、二百のおあしも持たざる奴が、つゞりし文章は猶はしたなし。下拙が生れは蝦夷地に近き善知島村、そとが濱なるのらくら者、巡りくへて二本松高根氏の奴僕となり、出張先の御供して、まけた軍のかずく、に、山鳥の尾のあとさりに、ヤレひけソレひけ又ひけと、テンチリテンと引く折から、糸が切れたる二本松早落城に及びけり。主人は戰死、やつかれも手負の上に薩藩に生捕られたる身の恥あかし。夫からやつと勝軍の御供度々致したる、心覺のあらましを、廻らぬ筆のやたら書、皆さん御覽じ御一笑たまはれかし。

明治二巳のあら玉

津輕青森之住

砂鳥 著作

三上氏印

西陲炮戰秘事記 前編目錄

一、二本松藩高根三右衛門殿の勢白川表へ出張の事。並仙藩會藩大敗走の事。

一、同高根三右衛門殿の勢棚倉城下へ出兵仰付らるゝ事。

附奥州一の宮近津大明神の寶物拜見の事。

一、同高根殿の隊からめ山戦争の事。

一、再びからめ山戦争に付高根氏の組子戦死の事。

一、金山口敗走、並棚倉落城の事。

一、河原田にて不意急難の事。並矢吹驛にて仙藩會藩敗走の事。

一、榊原領下宿村にて高根氏滞陣の事。並本宮宿官軍に乗取らるゝ事。

一、二本松落城に付高根氏戦死の事。並家來薩藩へ生捕るゝ事

目錄 畢

西陲炮戰秘事記 前編

高根三右衛門殿の勢白川表出陣の事

去る程に慶應四辰年四月廿七日高根三右衛門殿儀主命を承り白川出兵被仰付、其節附添の諸士方には軍代植木次郎右衛門、御目付青山甚五右衛門此人六月十二日戦争に手負に相成、代り役

齋藤半介、下河邊城之介、物頭土屋甚右衛門、齋藤彌次兵衛、小荷駄奉行平島半之右衛門、作事奉行花澤吉之進等、其勢都合二百餘人、隊長高根三右衛門殿御宅より勢揃ひ致し城内へ参り候處、御殿様より御人數へ御酒等下され候よし。則御城下にて勢揃ひ、御上覽遊ばされ、晝八つ時過御繰り出しに相成り、本宮宿御本陣に宿陣致し、夫より殿々くり込みノ、彌五月朔日須賀川驛出立、矢吹驛にて御晝休被成候處、白川表より早打來り、もはや官軍勢白川へ不意に押よせ、仙會藩共に手負即死數多出來候よし、注進申來り候に付、高根氏組士一統へ仰られける、各只今聞かれ候通りに御座候へば、支度出來次第早々の地へ繰込の用意致され候様申渡し、定て今晚は野陣のほども計りがたく、左様一統相心得申べしと。早矢吹驛出立仕候處、道々所々仙藩會藩の手負死人あまた來り、段々次第を承り候所、味方不意を打れ大敗軍、とても叶はず、かくの仕合せと申事に付、隊長始諸士の面々も皆々こゝにて鐵炮へ玉ごめ致し、先へくと押よせたり。夫より太田川驛間近く相進み候處、徳川家の浪人純義隊長役のよしにて、年齢三十二三歳と相見え候侍、廻り七人召連、其身手負と成り、出立の裝束には、糸錦の陣羽織を着し、縞子の野袴、小金作りの太刀を帶し、足袋のまゝはだしにて落來り、何れの御藩にて御座候哉と尋候に付、松藩にて候と答致候處、下拙義は純義隊吉村要人助と申者にて御座候、何卒隊長様へ御目に掛り申度候由、則右之趣隊長高根氏へ申上候處、然らば是へと御挨拶に及候内、丹羽丹波殿丹羽右近殿も來り、色々談判に相及申候。吉村要人助申す事には、御藩只今出兵被成候共、勝利得がたきと推慮仕り候、一先此場所を御引上げ、とく

と手段致し、諸方合兵の上宜敷手立も可有之候間、此儀如何と申され候へば、實に尤と相談取究り、夫より矢吹驛迄引退き申候處、仙藩會藩の手負旁にて宿一軒もなし。勿論右驛中に一人も居合せず。無據御領分笹川驛迄引取に相成、夜といへ雨降續にて道あしき事言語同斷、御人數一統大難澁致し、やうく夜明け方に笹川へ着仕候則ち當所御寺へ宿陣仕候。丹波殿右近殿は町家に旅宿致し、吉村要人助殿も此處にて逗留仕り、段々仙藩會藩共評議の上、高根氏の隊中棚倉出兵被仰付、五月四日當所出立棚倉さしてぞくり込みける。

同高根殿の隊棚倉城下へ出兵の事

去程に五月七日棚倉城下へ來着仕候處、則同所古町檢斷宅へ宿割に相成候所、阿部様より陣中御見舞として御酒肴等下され候。御人數一統下拙共迄頂戴致し、夫より同所幸福寺と申寺にて諸藩隊長方寄合、色々談判致し候所、則阿部様より御頼合に付近村八つ塚村と申所へ番兵候。毎日の雨降りにて悪路の難澁申す計も無御座候。夫より奥州一の宮の由近津大明神へ陣中一統の御祈禱として、御神樂奉指上候節、別當不動院より神酒頂戴被仰付、殊に當社の御寶物拜見申付られ難有拜見仕候。同月十七日に至り、阿部様東照宮へ御參詣に付諸藩隊長方へ御酒進上申度旨、右別當の不動院宅へ御出被下度段御達に相成、隊長方御目見の上色々御馳走頂戴のよし、我々共迄赤飯頂戴仰付られ難有賞味仕候。段々日も積り、棚倉表を出立仕り、白川郡入瀉村に於て阿部藩共々宿陣致候。然る所五月二十六日に至り、彌諸藩決定の上白川諸責と評議に相及び、口々

繰込人數の諸士方には、白川根田口へは仙會藩並に松藩内藤隼人殿の勢、搦山村には松藩高根三右衛門殿の勢、關和久村には丹羽右近殿の勢、双石村には會藩今泉傳之介の勢と、仙藩片倉小十郎殿家來本澤徳松が組子、合戦坂口よりは阿部藩釜の子陣屋吉田茂右衛門が組子、金山口には仙藩並相馬勢共多人數のよし噂有之、誠にすさまじかりし有様なり。

高根三右衛門殿の隊搦山戦争の事

光陰の矢よりも早き炮戦の道、彌五月二十六日白川惣攻と相定め、二十五日夜四つ時過より入瀉村出立、悪路の事故やうく、明方に搦山へと着にけり。隊長高根三右衛門殿人數手配仕り、會藩勢の相圖の知らせを今や遅しと相待ける。間もなく双石村より大砲一發打掛候所、隊長高根氏の指揮に任せて組士の面々散兵隊に相開き、爰かしこより打かけ、一戦にぞ及びける。官軍勢は鹿島口より麥畑を傳うて段々に相進み、諸方打合、數口より爰をせんと相戦ふ。朝五つ時過より晝八つ時過まで必死と成て戦争しけるが、殘念なる哉、合戦坂口阿部藩受持の場所より相やぶれ、是が爲に官軍に打立られて、より所なく會藩の差圖に任せ、殘念ながら双石村迄引退き候所、勝に乗じて官軍勢は堀を傳ひて押よせ來り、又々此所にて一戦仕候へ共、不叶して名々陣所迄引退ければ、官軍此村へ放火致して引退く。後にて承り候所、數口共敗走のよし、誠に口惜しかりし次第也。然れど高根氏の勢に怪我人一人もなし。全く此隊中敗走にはあらざれ共、他藩の爲に引上げ致し、殘念至極と、皆隊中の若武者連齒を喰しめて陣所々々へ歸りけり。あくれ

は二十七日朝五時頃入潟村出立双石村迄くり込み候處、官軍勢所々道々伏せ勢致しをる事夢更知らず、味方の軍勢勇み進んで繰り込む折から急に所々より打かけられ、思ひもよらざる事なれば、上を下へと轉動しける。隊長下知して各分隊相定め、打てや〜と指揮に任せて組士の面々戦争は致し候得共、道中の事故ふみ止つて戦ふ事にも相及ばぬ不場所故、味方の難戦申計りも御座なく候處、仙藩會藩より引上げの趣申來り候に付餘義なく引しりぞき申候。夫より諸藩隊長色々談判に相及び、一兩日名々陣所に於て滞陣にぞ及びける。

かくて六月十二日諸藩中評議之上又々名々陣所よりくり出し、高根三右衛門殿の隊前出搦山村へ陣取致しけり。双石村には會津勢の隊長今泉傳之介が勢と、片倉小十郎家來の本澤徳松が勢、合戦坂口には阿部藩關和久村には丹羽右近殿の勢、櫻岡村へ放火致し、鹿島村間近く相進み根田口には仙藩會藩と松藩内藤隼人殿の勢並徳川家吉村要人介殿、采配取て指揮致しけり。關山にては會藩之大砲方出陣いたし白川表へ打かけたり。すは今日の軍こそ如何と案じ暮し居たる折から、松藩高根三右衛門殿の勢搦山村より戦争いたしけり。折から白川町へ火の手相見え候へば、すは味方の勝軍なるぞ進め〜と隊長高根氏指揮に任せて、軍代植木次郎右衛門殿を始、青山甚五右衛門殿、血氣にはやる若武者たち、我も〜と進みし所、合戦坂口阿部藩の陣所より又もや破れ、高根三右衛門殿陣屋に逃來り、官軍二小隊計り此所へ後ろ手へ相廻り候間、各御油斷な

さるなと申傳へて皆々ちり〜逃去りけり、隊長高根氏采配取て聲高く、敵勢後へ廻りたるぞ各深入し給ふなと指揮する間もあらばこそ、搦山より雨霞の降る如く打掛られ、爰をせんとと戦ふ所へ、早官軍の手立にのせられ、川向ふより嚴重に打立られ、是がために味方上下より相はさまれ、引上べき道もなく、諸勢散々に相成、隊長始め組士の面々右往左往に敗走し、隊長やう〜川を渡り、右近殿の勢に追付申べき心得にて、駈附候折から飛玉來りて御目付青山甚五右衛門兩腕を打ぬかれたり。なれ共勇氣の青山なんなく爰を引退く。此日の軍大難戦に及びて、高根氏の隊中にて即死の面々村越久太夫、遊佐軍記、上田藏主、小林角兵衛、手負阿部川介八郎、鈴木龜之助、城田力、彈藥持夫卒一人、他藩のために如此の戦死は残念なりし次第なり。

去る程に六月二十四日朝五つ時頃しきりに大砲の音發しけり、故に物見致させ候處、白川表より金山口へ不意に押寄せ候様に相見え候との注進なり。なに〜もせよ心得がたき砲發なり、早々支度致されよと組士の面々へ仰渡され候所、又もや注進申來り、官軍勢金山口へ不意に押よせ、棚倉は勿論仙會藩並相馬勢共大敗、もはや棚倉城あやふき次第也との注進なり。すは一大事、金山口敗れては此所もあやふき事薄氷をふむが如くなり、各々名々持所の臺場へ相詰めよと、それ〜に支度次第臺場々々を固めけり。然る所に官軍勢は八丁先田島と云ふ所迄押寄來り候へ共、爰迄に來り申さず引上げ候様子なり。かゝる所に晝九つ時頃火の手相見え、案の如く六月

二十四日棚倉落城にぞ及びける。高根氏は右之趣關和久村の惣隊長丹羽丹波殿へ申達候所、いづれ共其地引上可申様仰越され、直様入瀉村出立關和久村へといそぎけり。夫より御家老に面談致し委細申上候所、又々河原田村へ出張致し候様被仰付、則其晚同所へ参り地の利見分に罷出候處、會藩今泉傳之介が勢も此所へ出兵被仰付、仙藩矢野長七郎半小隊へ片倉小十郎家來本澤が組子九十人計り二子塚村へ宿陣致し、こゝにて一兩日滯陣にぞ及びける。

河原田村において不意急難の事

油斷大敵といふいましめ實に誠なり。六月二十八日隊長高根三右衛門殿關和久村御家老丹羽丹波殿より御用に付罷越申候跡へ百姓體の者一人駈け來り御注進也と申出候に付、長役渡邊佐左衛門罷出委細相尋候所、右の者申事には、官軍勢是より八丁先迄來り居、今晚か明朝未明に此所へ押寄申すべき噂仕居り申候也と注進致しけり。あやにく隊長様御留守の事故、いづれとも御歸り次第右之趣奉申上候間、それ迄控居り候様申ふくめ、則酒食等あたへ勝手に廻し置申候所、其夜五つ時に御歸りに相成、又々諸藩隊長方談判致し、夜九つ時頃迄御酒宴なされやうく御歸りに相成候に付、長役渡邊佐左衛門一々言上仕候得共、敵方よりの廻し者かと思召し候哉、一向取合不申、只出入氣を付け候様被仰、其まゝ五更に相及び候まゝ御休みなされ候處、此者全く間者などに無之、案の如く明て二十九日六つ時頃川向ふの松原中より不意に大砲打掛たり。夫よりしきりにときの聲をあげ押寄來り候處、隊中思ひをらざる事なれば大いに轉動し、折柄仕切にて向

ふは見えず、陣取る事も叶はずして、皆々ことごとく敗走し矢吹をさして退く有様見苦しかりし次第なり。此日押寄來り候官軍勢黒羽一小隊並薩州兵具隊の川路正之進が手一小隊のよし。仙會藩とも大敗走。高根氏の隊中にて即死の面々南部權之丞、渡邊新介、醫師桐生玄貫、此人薩州兵具隊小頭遠武半右衛門と申者に打れ候由跡にて下拙聞取申候。前書南部權之丞並渡邊新介儀は官軍見當不申候故にや、死骸は其儘其夜の内に味方にて持參致し候。隊長高根氏は矢吹八幡山の陣取仕候得共、敵此方に來らず、關和久村の方へ引退き申候。同藩丹羽右近殿にも矢吹驛迄引上げに相成申候處、又々須賀川まで引退き候様子に付、高根氏も須賀川さして退く折から、御家老丹羽丹波殿より植木次郎右衛門殿を以仰越され候儀は、高根氏隊中矢吹驛迄引返し申べき様申來候得共、隊中諸土方御城下の程覺束なく殊に無人なれば此義如何致すべきやと、爰にて色々談判に相及び候得共、御家老の仰なれば異議なく此所より又々矢吹驛迄引返し申候處、是儀全く植木次郎右衛門殿聞違ひ如此なり。實に一刻も早く須賀川まで引取候様申す事に付、又々同所より須賀川まで引返しけり。兎角する内夜明方にてやうく須賀川へ着し食事等致し候内、矢吹驛出火のよし、案の如く官軍勢押寄來り、仙會藩共敗走し須賀川へ引退く、誠に不都合にて恥入たる次第也。例へ人數は幾萬人有之候とも指揮おろかなれば勢とゝのはずとかや、口惜かりし次第なり。

高根三右衛門殿勢榊原領下宿村へ陣所相定むる事

附、本宮宿官軍に乗取らるゝ事

去る程に松藩の御家老丹羽丹波殿より命に依て榊原領釜子陣屋支配下宿村と申處に滯陣致しけり。然る所に官軍勢二本松領小濱邊へ相廻り候由風説有之候に付、丹羽右近儀小濱へ出兵を仰付られ、七月二十七日未明に須賀川出立仕候。郡山へは大谷鳴海殿同志摩殿右之通り仰付られ、同所へ出兵致しけり。然るに隊長高根三右衛門殿いかゞ思ひけん、心中安からざるまゝにや、當隊の使武者松田政之丞を以て早打にて郡山近邊まで探索致され候處、しばらく有て松田政之丞飛ぶが如く駈け來り、只今本宮驛にて大谷鳴海殿の勢官軍と大戰ひの由、味方危ふき様子なりと人々の噂故途中より引返し申候、いそぎ出張御座なく候ては城下之様子心得がたと申しけり。是を聞くより隊長はじめ諸士方一統騒動する事大方ならず、いそぎて右の段丹波殿へ委細申上候處、諸藩一統須賀川驛中大騒ぎ、いづれ共高根氏直様城下へ罷下り候様仰付られ、高根氏取るものも取りあへず、組士一統引連れ、七月二十七日晝頃當驛出立御城下さして、いそぎけるが、漸く郡山驛に着にけり。然る所同藩大谷志摩殿の勢、是も大に轉動し、彼所にて高根氏色々談判に及び、御人數に食事等致させ、同所出立横森の茶屋まで參り候處、もはや本宮驛官軍に乗取られ候様注進申來り、大谷鳴海殿大いに敗走し、組士多分戰死の由、隊中散々に逃去り候との注進なり。左あらば如何しても城下へ來る事叶ふまじと、此義に當惑致候處へ、苗代田村の百姓一人はせ來り、私御案内申度候得共、山根通り故遠廻りなり、此義御承知ならば下拙御案内申上ぐべく

候と申上ければ、隊長始諸士も、遠廻りは苦しからず、何分宜敷頼み入ると、日も西山に傾きし頃、當所出立仕候得共、次第に日もくれ道悪く案内のものもやうく一人、殊に闇夜といひ、敵の中を行く事なれば提灯もともされず、險阻の山道ふみ越え、心は矢竹氣は張り弓、御城下表へ來るまで大事のく、此からだ、怪我などなき様御互に用心せられよかと、と忍びく、に落行こそあはれなりける次第なり。やうく二十八日明がたに城下へ着し、大壇町の關門へ來り、高根三右衛門が勢なりと高らかに呼び、開門致させ罷り通り候處、農兵町兵鎗よ鐵砲よと大騒ぎ、此所にて隊長並諸士方御休被成候内、大谷鳴海殿も參着致し、爰にて又々談判に相及び、則當所臺場見分として罷出候處、何者の風説にや官軍竹田町御門より入り來り候と云ひふらし、鐵砲など打掛け候もの有之、是がために一家中大騒ぎ、則此時丹羽左京太夫様御立のきに相成、残念至極の至りなり。右竹田口より此時官軍亂入は大なるひが事なり。下拙計らずも高根氏の跡をしたうて參る折から、御城下にて御上様の御尊顔を拜し、數ならぬ身の愚僕迄目になんだとや、いはんかたなし。夫より主人高根氏の御隠翁の御尊顔を拜し、何と云ふべき様もなく胸にせまりし御有様、定て先祖代々の御城内並諸士方の御屋敷を跡に見すて、立のくことさぞ残念に思ひ給はんと、思ひ廻せば廻す程世の盛衰ぞあはれなる。隊長高根三右衛門殿是より西谷門御かため仰付られ候様子承り、やうく追付申し、やれうれしやと思ふ間もなく又俄に高田口に出張仰付られ、則彼地へ出立仕候處、早八聲の鳥も鳴渡るなり。夜もしらくと明わたる頃、高田口へと出陣したりけり。

附高根氏戦死の事家來薩藩へ生捕るゝ事

それ家を出る時妻子を忘れよとは武家の教ながら、隊長始め諸士の面々自分の家宅は見もやらず、親に子にさへ逢ふ事ならぬ武士の習に天時ゆかしき有様なり。然ば七月二十九日未明に西谷より高田口へと出兵し、隊長高根殿、年若なれども勇氣の大將、川ばたの御臺場見分として罷出候處、朝五つ頃川向ふより砲發致しける故、すは官軍川向ふより押寄すると覺えたり、各支度致されよと、指揮に任せて組士の面々、こゝぞ一生懸命と、互ひにおこたりなく、打かけ、戦争するに、いかゞ致しけん敵の砲發しばらく止みけり。隊長是を怪しみ給ひ暫したためらふ其所へ、はや供中の渡し場より相破れ候由にて、後ろより玉飛び來て防ぐべき様もなし。各油斷致さるゝな、敵後手へ廻りたるぞ、此所にてはせんなし、場所替仕り砲發致すべし、早引上よと指揮する間もあらばこそ、こゝかしこより火急に打來る官軍勢、隊長いか程はやれども、人數は次第に不足になり、いかん共致すべき様なし。片時も砲發休みなきまゝに心氣もつかれて、水を一つと、主人の所望に下拙が汲みて持來る所を、右の手打れ尻へにどうとぞ倒れける。隊長御覽遊ばされ、此上はともものがれぬ今日の戦争、三右衛門生死の程も計りがたければ、右之趣御隠居へ御達し申くれよ、金介と仰せければ、跡にも先にも此時に主人の顔の見納かと、愚僕も涙が先にたてども、主命なれば是非もなく、御注進として手負ながらも罷出申候、折柄遠藤忠平と申す御仁と二人連やう、

此場をのがれ出、大手御門に參り、右の趣申達し、則小門より入、久保町坂を上る所、上の御門前に西崎園右衛門殿、大砲に付添居り申候。夫より段々主人の屋敷へと心ざし行く處、此時こそ竹田御門より官軍勢入來り、尤御隠居様始め皆様御立のき、から家故據なく北條谷へ逃參り、透を見廻しやう、御徒士町へ出、宮下の方へ逃行所に、又もや官軍八軒の方より入來り、せん方なく代官町裏山へ入り、是よりはどこへどう廻りしや夢中なれども、今思ひ出せば、御城山の影の様なる杉の木多く有る所に隠れ居候所、はからずも主人高根氏仙藩の中へ入交りて落來り、こゝにて又々主人の御顔を拜し、やれ嬉しやと是より又々御供致し、表鹽澤村浮内といふ在家へ落行く所、飛玉來りて主人の内股を打れたり。心は矢たけに思へ共致すべき様もなし。共に死せんと覺悟は致せど、少々計りの手負故、主人を背負て二足三足引取る折から又一發、むざんや下拙が小びんをかすり主人の眉間を打破られ、何かは以てたまるべき後、どうと倒れけり。並居る仙藩鐵砲捨て逃去りけり。爰にて仙藩の諸士少々なりとも砲發致し呉れなば、少しは主人の思も晴るべきもの、残念至極義理知らずと泣いても足らず。下拙が心底心ある御方は宜敷御推慮玉はれかし。とかくする内官軍勢、相圖の呼笛吹ながら、こゝかしこよりあらはれ出、下拙を取巻既に打たんとする處を、下拙が聲かけ、しばらく御待下されかし、是なるは當藩七番組の隊長高根三右衛門と申士なり、主人今はの際に申事には、も早叶はぬ武運なれども、たとへ土に成共、廓内の土に成度段申す事に付き、御覽の如く下拙も手負ながら背負參らんと存じ致したる所なり。下拙が命は今に

も差上げ申候間、何卒主人願の趣聞届被下、向ふに見ゆる廓内迄此死骸持参り候まで下拙が一命御助け下されたし、此儀疑はしく思召さば御苦勞様ながら御附添下され、直様其場所にて一命指上げ申たしと只管願ひければ、薩州兵具隊小頭矢野泰助と申御人進み出、拙者打たる事なれば大、小懐中は取上べし、賊ながらも隊長とあらば、武士はお互其儘にも捨おかれまじ、郷夫の者に申付取片付けさすべし、さりながら其方願は聞届け難し。して又其方左程迄主人へ忠節は夫卒に珍敷ものかな、天晴忠心の程感心致す、依て一命は助くるなり。右之趣我が隊長へ談じなば當隊にて召使可申哉難計、何様此方の陣營へ越べしと、下拙一人を取巻て薩州兵具隊の宿陣に連行ける。誠にいきたる心はなかりけり。夫より段々かの陣所へ参り候所、隊長篠崎彦兵衛様と申御仁、小頭遠武半右衛門萩原重語、並役々諸士相並び、其方養生國いづくなるぞと尋られ候に付、津輕領青森港三上屋甚介二男金介と申者也と申上げれば、津輕とあれば官軍家なり、右之通り相違なくば、是れより我が隊中にて召使ひ申べきなり、難有事に心得よと被仰候。乍去生捕の法なれば五七日中無腰にて奉公致べしと申附られ、則右之通りにて勤仕致候折から、須賀川驛へ隊長篠崎彦兵衛様御出兵に付、其節又々御呼出しに相成、其方義今日帯刀相免し候間、此度出陣に付、彈藥方並夫卒頭の役申付候、實體に相勤むべしと被仰、右に付ては今より萬端指圖心得手配り仕るべしと申付けられ、有がたき段御受申上奉り、是より早替仕り、名面も相改め三上大三郎と名乗り官軍方と相成ける。此時始めて安堵の思をなしにけり。嗚呼口惜い哉、慶應四戊辰の年七月二十九日は

如何なる悪日ぞや、此日辰の刻より午の刻頃までに數百年連綿たる二本松霞ヶ城と云はれし名城も只一陣の烟と消え失せ落城にこそ及びける。

千時明治二巳年孟春

津輕青森博勞町 三上屋金介改

三上大三郎好正綴

附 録

右高根三右衛門様下拙持分に戦死被遊候處、高根様とは更に存ぜず、何れに取仕廻仕度は候へ共官軍方より御咎を受候哉も難計此義心配致五七日捨置候所、ある薩藩の隊長様本町御本陣に御宿陣の御方書籍類御所望にて御穿鑿の由下拙宅へは上田様の書籍類御預御座候に付持参致し指上候序に、右隊長様へ死骸取仕廻の義御伺申候へば、宜敷旨御沙汰に付、夫幸ひに悴と兩人にて、其場近邊は田畝計り故、三四丁上へ持登せ空地の場へ假埋致し、何人かは不存候へ共、何れ無縁に相成候も歎ヶ敷存、末々迄盆彼岸には我家にて香花相手向可申心得にて深切に相葬り、私の菩提寺眞行寺へ参り、白米一升に三百銅相納め御回向相願置候。其後米澤より御歸り被成、右上田様の御子息様奥田様へ御養子の御方御出、白川御出張御難義の御咄序に、自分の難義は無據候へ共御頭高根殿此邊にて討死被成候様子痛み入候事と御物語御座候に付、下拙段々心を付承り候處、右取仕廻候御方に何も目印に相成候程の品も無之候へ共、若しも高根様にも有之候や、扨と御咄申上候に付、其後高根様の御親類内藤様の御子息様御出被成、色々御尋にて、何れ其死骸掘出し

見申度御頼みに付、御同道致し掘出し御目に掛候處、數日を過御容體變じ早速は不相分候所、段々改見候内、下着に九曜の星の縫紋有之候を見付、是にて疑ひもなく高根殿と申事にて、其節は御隠居様並御家内様共に沼袋村畑中在に御假住被遊候所へ御通達に相成候や、無程御菩提所台運寺へ御改葬に相成申候。御隠居様大いに御満悦にて早速金二百疋頂戴仕申候。下拙義は何人もせよ只無縁に相成候を歎け敷思ひ候一筋に候所、誠に不存寄難有事に御座候。

明治二巳年九月

表鹽澤村浮内在地主

渡邊嘉右衛門誌

西陲炮戰秘事記 後編之序

人は三寸の舌一枚の上げ下げで地獄閻魔も佛顔、極樂菩薩に角のはへる、昨日の味方は今日の敵、有爲天へんの世の盛衰、大きな顔は致せども、大名方も柳腰、どちらへ成共風次第。ラッコの皮の馬せんを敷て、のら鞍置てのつたる御仁は、虎の威をかる狐大名。中にも昔堅氣の御家とて、流石天晴武士の意地、小勢なればせん方なく落城致せど、約せし事は違へずして、末世の鑑になさん。御目に留りし双松、末は見事に榮えなん、などしやれたるなまけもの、訓練大鼓の音にうかされ、そろはぬ足元無理鎗を、かついで出てたる松藩の、供數ならぬ身のあふれ者。爰ぞ一番勝つたなら、どてらの一つも着よかしと、たのしみにした甲斐もなく、からめの戦にからめられ、やう／＼

命河原田の、急難のがれ矢吹ほど、飛んで須賀川下宿に、宿陣したるひと安堵。毎日ぼん／＼打つ音に、つひにこゝにてうらぼんゑ、致せど間もなき本宮を、乗取られたる油斷大敵。からだは一つ氣は二ぼんまつ、あへなき事ぞかくの仕合。あゝおそるべし戦争の道。

明治二巳年あら玉

津かるの住

砂鳥戯作

砂鳥

西陲炮戰秘事記 後編目錄

- 一、會津領母鳴峠大せんそうの事
- 一、猪苗代落城並十六橋戦争の事
- 附、篠崎彦兵衛高名の事
- 一、官軍勢若松城下へ繰り込の事
- 一、官軍の隊長方會津城責評議の事
- 一、會津城中力盡きて終に降参の事

目錄 畢

西陲炮戰秘事記 後編

會津領ぼなり峠戦争の事

さる程に、慶應四辰月八月廿一日官軍方二本松領本宮驛へ出陣、急に玉井村通りを會津へ攻め込み候事に相成ける。此街道に母成峠と申す所有、此所大難所也、爰にて會津方嚴重に相固め、峠の下に大臺場をつき立、小高き所に番兵小屋取建、今にも敵よせ來らば一戰申すべき體にて相待けり。官軍薩長土大垣散兵隊に相開き、眞正面には薩州四番隊より十二番隊迄、右の方には長州土州、左の方には薩州兵具隊と相定め、段々くり込み一戰に及けり。右隊中より伍長役薄井幸十郎、小頭萩原重吾、川路彌四郎、牧野彌右衛門、坂口直之丞、外に夫卒金介、伊三郎、都合左の方大澤へ横矢と成て入にけり。夫より會津勢の後廻り早打出候處、會津勢思ひよらざる事なれば上を下へと轉動し、叶はずとや思ひけん、母成峠へ引退く。勝に乗じ官軍勢勇み進んで時の聲を上げ、一手と相成母成峠へ相進む、其有様天晴ゆゝしく見えにけり。尤朝四つ時より晝八つ時過迄の戦争なり。其の日の軍長州方先陣なり、二陣は土州、後陣は薩州と相定め候へ共、會津方名にあふ母成峠要害堅固の場所なり、殊に人數も多勢といひ、坂落しに大砲小筒のきらひなく雨霰の降るが如く打掛られ、是が爲に長州勢進み兼候處、薩州兵具隊川路正之進が手一小隊にて第一番上の臺場へ打向ひ、右隊中半隊長篠崎彦兵衛行年二十八歳、大剛氣の人なり、進めやと下知に任せて小頭遠武半右衛門、萩原重吾、矢野泰介、緒方藤之丞、坂本彦之進、深瀬庄次郎、牧野彌右衛門、今井喜一郎

等を始として、屈竟の者武者達無二無三に押つめ、隊中鬼神の荒れたる如く必死と成て相進む、其有様目覺しかりし次第なり。是に氣を得て長州土州右の澤より打登る、夫より段々薩長土大垣共喊の聲を上げ打立、押よする。會津方には又候叶はずとや思ひけん、陣小屋に火を掛右往左往に敗走す。猶々進む官軍勢すは賊ども引色なるぞ惣隊進めと下知致し、眞一面に相進み難なく大臺場へはせ上り、大筒小筒あまた分捕、右の所にて打取る賊徒七十餘人、其日の高名薩長土大垣なり、中にも薩州兵具隊一番乗先陣致しけるより官軍方一統の勝利と成、世に珍らしき高名と皆人此隊を恐れぬ人はなかりけり。官軍方にて即死手負五人也。夫より四五丁隔て澤ある所あり、是會津方兵糧場と相見え、小屋數餘ほど有之候を殘らず火をかけ逃去りけり。然れどもいまだ火の廻らざる所より兵糧の俵米數十俵分捕、其外鹽引にしんなど半やけなるを多く分捕、やかす共よし是幸也と却て悦び、是にて大に力を得其夜同所にて一統野陣致し候、折から東風にて夜明方より小雨降出し、大に難澁は致し候へ共、勝軍の事なれば、いづれも勇み手始よしと悦ぶ内夜はほのぼのと明わたりけり。

猪苗代落城並十六橋戦争の事

附篠崎彦兵衛高名の事

明れば八月二十二日同所出立、薩長土大垣惣勢都合八千餘人猪苗代へと押よする。其日の先陣土州なり、二陣は薩州、後陣は長州大垣也。折から大雨なり、山中けんそといひ道惡敷事いはん

方なし。隊中一統大難澁やうく、猪苗代迄押よせける。爰に諸勢手分け致、段々くりこみく、最早町中へ乗込み候所、敵城中へ火を掛、若松指て引退く。町家に一圓人なし、惣立退也。夫より官軍方にて昨日の戦争殊に昨夜の野陣に付、身體疲れ、皆此所にて宿陣致すべき様子にて支度仕候處、薩州兵具隊の隊長篠崎彦兵衛殿申す事には、是より二里先に當り湖水ある由、此末に十六橋といふて石にて掛けたる橋數ヶ所有之由、敵必定此橋を取落すべし、左あらば味方一統大難澁ならん、我一小隊にて彼所へ押よせ、橋向ふに押渡り野陣致すべきなり、若し敵此所にあるならば一戰可仕と存する也、隊中いかにと評議に及び、高名致すは此所也と申されければ、隊中小頭並平士共に至る迄實に尤と決定致し、イザ進まれよ方々と外の隊へは聞せもやらず、此一小隊にてかの十六橋指て押よする。人數は都合八十餘人、かの地間近く進みし所、案の如く敵勢橋手前の在家數ヶ所へ火を掛け、イザ石橋を落さんと、足輕並人夫の者共かねてこ、木てこ、げんのう、掛矢と、さわぎ立、一生懸命と働きけり。スハ敵橋を落すと覺えたり。夫落させて成るべきやと、我先に火の中をかいくよりながら、散兵隊となり川端へと指揮しける。會津方にも一生懸命、此橋渡らせては叶はずと、諸方必死と成て、互の戦争晝九つ時より夕七つ時過迄、打合く、爰を先途と相戦ふに、終に薩州兵具隊に打立られ皆散々に逃去りけり。爰にて討取る人數三十餘人、なんなく橋を押渡り、此所にて又もや野陣と成にけり。最早日暮れに相及候所、會津方はるか向ふの小高き山に登り大砲數發打掛たり。スハ敵夜討に押寄ると覺えたり、各油斷致さるなど、夫々用意に及び

けり。なれ共昨日の戦争といひ今日の相働き、殊に此一小隊にては、若し敵夜討にも來りなば迎も叶はずと、隊長小頭評議の上、夫より猪苗代へと早打を出して、右のあらまし遠武半右衛門を以て薩州本營へ達しければ、島津隼人殿聞かれて、兵具隊今日の働十六橋を押渡り野陣致候事、天晴希代の高名也、然し小勢にて嘸難義なるべし、イザ我隊中四番隊より九番隊迄支度次第同所へ繰込み申すべしと仰付られける。諸藩隊長方へも右の趣相達申候所、皆々驚入、又もや兵具隊に高名致されしか、一刻も早く彼の地へ參るべしと、取る物も取あへず我先にとはせ集り、其夜九つ時頃迄に惣人數かけつき、兵具隊に合兵致し、先づ明日こそ若松城下へ繰込むなるぞ、先陣は薩州の當番也と評議致されける所、土州本營より願には、一昨日より戦争ごとくに薩州勢に先がけ致され、實に我々共は未熟不鍛錬の故かくて度々先陣とられては總督様へ面目なし、何卒明日の先陣は私方へ御ゆづり被下度段偏に願上奉ると理を盡されて願はれけり。實に是も尤なり、武士は御互ひ、然らば相成難き事なれ共、明日の先陣は御藩に御譲り申すべしと、島津殿より仰付られければ、コハ有難しと御禮申上、スハ明日の先陣こそ一生のはれ軍、是迄とは事違ひ、又も他藩に先陣致されなば、末代迄の家の恥辱なるぞ、各右様心得給へと申渡し、夜の明るをまつ間遅しと思ふ内、はや八聲の鳥もみなさんにおきなくとつげわたりけり。

會津城下へ繰り込みの事並隊長方城責評議の事

錦の御旗の御威光は旭にかゞやく辰頭の甲にあらねど、唐人の姿はすれ共大和心の勝れの武

者、彌々八月二十三日明七つ時頃同所出立若松城下へはせ向ひける。先陣土州、相續いて長州、薩州、大垣也。段々繰込く、一筋道の事なればあだかも蟻の入唐とや申すべけん、時の聲の音幾千萬のいかづちが一度に落くだけたる如く也。若松城下間近く相進み瀧澤峠と申難所有、此所の左りの木立原より待設けたる會津勢木隠れたがら砲發しきり也。心得たりと土州方、爰ぞ一生懸命と打立く、敵も味方も秘術を盡し、諸方打合せく、跡よりくりこむ薩長大垣、進めく、と時の聲をぞ上げにける。是が爲に會津方右往左往に敗北し、城中指て引退く、或は即死或は手負、死人の山とは此事ならんと思ふ計りの有様也。なんなく朝五つ時頃城下へこそはのりこんだり。然れば早三方へ火をかけ、町家一圓明家の如し、段々大手先迄押よするに、城内より嚴敷打立、敵も味方も打うたれ、大砲石火矢いかほどやらも數知れず、諸方打立く、誠に數萬のいかづちの如し。手負死人は横縦十文字とちまたく、に相倒れけるを乗り越えはねこえ、朝五つ時より夕七つ時過迄互に休まず戦争し、前代未聞の事共に、筆紙にも言語にもべ盡し難し。互に勝負も見えざれば、薩州本營よりの差圖にて、大手前の屋敷く、残らず焼き拂ひ申すべき様仰渡され、夫より官軍勢屋敷く、へ火掛けたり。段々屋敷の數々ゑんく、ともえ上がる、其勢ひ天をもがす如く、黒烟四方に卷上り、すさまじかりし有様なり。其夜五つ時頃に相成ければ、城内より敵兵時の聲を上げ、必死と成しきりに打立來りしが、味方餘念なく勝軍と心得油斷致したる所へ火急に打立られ、是が爲に土州方の人夫共皆逃去りける。此時薩州兵具隊川路正之進が手眞先に相

進み、明六つ時迄戦争に相及び、つひにこゝにて喰ひとめ、敵も味方も戦ひつかれ、夜明がたに諸方引あげにぞ成りにける。

官軍勢隊長方戦争評議の事、並會津方城中手立盡きて終に降參の事

それ天が下にいきとしいける者、天の恵みを蒙らざる物なし、いかなれば會津肥後の守錦の御旗に敵せんとは、誠に九牛の一毛也。然れば八月二十五日薩長土大垣の本營く、の隊長方寄合評議に相及びけるは、當城攻落す事明日一日に心安く落城致す事たしかなれ共、左あらば味方も大勢人數をへらし申すべし、益なき事に人數を損じ申すより、此上は城取巻、數ヶ所の堅めを取拵へ嚴敷番兵致しなば、人數もへらさず必定勝利疑ひなし、其内段々味方も大勢に成るべし、左すれば賊は第一兵糧にこまり旁困窮する事眼前也。猶又城内へかゝる用水の川上を、人夫掛岸々を切くすし泥水を流すべし、是屈竟の謀事也。此軍さへ片づきなば、もはや軍も引上げなるべし。若し是にてはかどらぬ時は、日々三十二口より大砲攻に致すべしと示し合せて、翌日より朝六つ時より六つ時迄交代いたし申べしと談判に相及びける。是が爲に會津方あんの如く第一兵糧に困り入り、城内は泥水に相成、駈を始諸人數大難澁、玄米計りに相成、皆々六日程玄米飯喰ひ居り候由後に相分り申候。夫より同月二十九日鍋島勢白川口より繰り込來り、大砲數多持參し、同所天寧寺山より大砲打掛候處、會津方運のつきにや、烟硝藏に火が入りて一度にとつと打ぬける、其勢ひ、音につれては其ひゞき何にたとへん様もなく、一里四方計の間耳もつぶるゝばかりなり。

會津勢是にてはからずあまた死しけるとなり。實に天道の御にくしみやと皆々恐れふるひけり。官軍勢は一日増に所々口々より入り來り、次第に威勢さかんと成、日數つもりて三十一日目によくく城中方つき、殊に彈藥等もなく成はて、寄手の増る事幾萬人共其數しれず、據なくや有けん、九月二十四日白地に大文字に降伏と書たる大はた城内へ立にける。夫より上下着たる士方三四人出來りければ、此方よりも隊長方出向ひ、如何の掛合に候や下拙共は相分らず候へ共、是より彌々降参とは成にけり。是に仍て、城は勿論武器不殘取調べ、其外惣記録類並領内御收納取立帳など差出し、大殿若殿共に同領瀧澤村妙國寺と申す寺へ、薩州長州土州付添にて、一家中の士殘らず無腰にて御供致し、一先づ此寺にてきびしく謹慎仰付られけり。然りといへ共聞ゆる名城、殊に武家も大勢、剛氣にて武藝もすこぶる上達の國風なればこそかく迄も持こらへたる事官軍皆々感じられけるが天命のつきぬる所誠に口惜しき次第也。二の丸三の丸は落城なれ共、本丸は大破とはいへ共、落城も致さねど、かく成りゆく事哀れ無常の有様也。我數日見聞する所の百分一を誠の實録に西陲炮戰秘事記と自號し、國の土産にすること然り。

奥州津輕郡青森湊博勞町

千時明治紀元己巳年彌生

金介改 三上大三郎好正著述

一〇、凶 荒 記

寛永二十年丹羽家入部以來明治四年廢藩置縣に至る其間二百二十八年、凶作として世に傳はるもの蓋し六回。其の一は寛延二巳年の凶作にして、此年十萬石領下百姓騒動を引起し、一時は中々容易ならざる形勢なりしが、其訴ふる所を見れば、貢米延納若くは幾分なりとも減免相成度云々とあれば、作柄は大方五、六分作にして、恐らくは凶作と不作との間位なりしなるべく、而も其の騒動の割合に大業なりしは全く岩井田昨非戒石銘の誤解と、之を利用して昨非を陥れんと巧みたる昨非反對派の使喚とに因りしこと疑ふべからざるが如し。第二は明和八卯年の凶作にして、丹羽家世記に、此年大旱、領内の損毛五萬二千四百二十七石九斗五升とあれば、是亦半作位なりしなるべく、第三は天明三卯年の大凶作にして、領内の損毛九萬九千石、寛永二十年移封以來の大凶作とあり。當時領内の實石高約十二萬石ありしとすれば、八分の減收即ち二分の作柄なり。第四第五は天保四巳年及天保七申年の凶作にして、巳年は四分半、申年は三分乃至三分三厘作位なりしならんも、其の間五、六兩年共に作柄不良なりしとあれば、庶民の困難は思ひやらるべし。然れども、天明凶作以後各村々共に若干の貯藏米あり、藩も亦救荒豫備米を備へ、且つ當時の物價調節策並に其他の政策とも處置宜しきを得たれば、天明時の慘狀には至らざりき。第六は明治二巳年の凶作にして、是亦半作位なりしなるべきも、勿論山根地方は何時の凶作にも收穫皆無若くは皆無同様の慘況を呈し、本宮郡山附近は割合に收穫多きを常とす。廢藩以後明治三十五年及同三十八巳年の大凶作あり。三十五年は霖雨冷氣に次ぐに九月二十八日の大暴風雨あり、

安達郡川東地方被害最も甚しく、概しては六分作位。三十八年は霖雨冷氣にて、植付後開花時は言ふまでもなく、收穫時に至るまでの間殆ど快晴の日を見ざる程にて、其の作柄は二分乃至二分五厘にして、天明の大凶作と略同様の減收なりしも、今は昔と異りて交通も開け、世の同情も博くなりたれば、飢饉の惨状をば見るに至らず、窮民程却て安逸なるを得たるが如きは蓋し昭代の賜物なるべし。今左に天明飢饉惨害の最も甚しかりし東安達針道組の概況を安齋虎雄編新殿村由來記中より抄録す。

天明三卯年明きの方巳午の間、元朝天一天上、天氣甚だ吉。三日節分。十五日の晩より雪降り、大八日迄大雪。此春山々の鈴竹枯ること夥しく、燒山の如し。四月三日八十八夜、此年稻苗上出來なり。五月中旬より雨降り、十月中旬まで降り續く。半夏土用寒きこと夥し。六月十八日大洪水。二十日天氣吉。八月十五日より漸く稻出穂を始む。十七日北風甚だし。夕方より十八日迄北風にて、大雨大風寒きこと大寒中の如し。同月二十五日二十六日北風にて雨降る、田畑共に耕作物全部實登らず。然るに、山々の四つ包の木に實のなること夥し。飢饉の中にも山木屋村、田澤村、茂原村最も甚だし。次に百目木村、東新殿村、杉澤村、西新殿村甚だし。御上より年貢御用捨あり。針道組内餓死人改め左の如し。

一、三十七人

西新殿村

一、五十七人

東新殿村

一、四十五人	杉澤村	一、六十七人	百目木村
一、百五十六人	山木屋村	一、三十人	針道村
一、七十四人	南戸澤村	一、七十三人	上太田村
一、三十二人	賀右衛門手合	一、三十一人	源五右衛門手合
一、七十五人	北戸澤村	一、二十一人	小手森村
一、五十人	田澤村	一、二十六人	茂原村
合計 七百七十四人	外に 駆落人四百五十八人		

當時の食物

米糠、蕎麥の目糟、小豆の葉、大豆の柄、山牛蒡、蕨、當歸、蛙葉、田稗、蛙葉の實、葛根、蕎麥柄、蕨餅、芋の葉、櫃の實餅、當歸餅

安達郡木幡村宇内木幡なる縣社、隱津島神社元辨財天山地内に戒饉の碑といふものあり、天明六年建つる所にして、凶作當時の記念碑なり。此石一時土中に埋没せられしを、明治三十年頃神社修覆用石探索の折柄、偶然その石を發掘して、碑面を洗ひしに、左の文字を刻めり。

爲民

竹に花咲は凶年のきざしと古老の言傳へなり。于時天明壬寅、此御山の鈴竹花咲實なりて、翌

年枯れたり。同三癸卯、夏より霖雨降りつゞき、奥羽二國五穀實のらず、山里は種をも失ふ。故にわらの粉餅又草木の根葉をも食すれ共、飢て死する人數を知らず。此事を傳へて、末の世まで暑に寒を忘れず、凶年のたくはへを心に懸ん便りにもと、物のあたいの高き事を書殘すのみ。と而して其裏面に文字あり。

一金一分 寛永錢一貫三百文

米六升、大麥一斗、小麥九升、大豆一斗、小豆五升、稗一斗六升、蕎麥一斗二升、こぬか三斗四升、そば粕六斗、ひゑ粕五斗、串柿七編、干かぶ一斗六升、干葉十五連、わらび二斗五升、柿皮八斗

天明六丙午春建之

天保凶作に關する當郡鈴石村字五間目田鈴木寅吉記録左の如し。

天保四巳年麥不作にて、六七月雨あり、大風大雨あり。米一斗八升、麥二斗五升。八月より不作相見え、村内にて五百八十二石不作に候。皆無同様二つ一分免皆無五分免なり。九月二日大霜にて地上眞白に相成、水の入前田皆無、引目内一束に五升に有之候。米相場一斗五升、麥は二斗九升、賣人一人も無之候。それより米は一斗一升、大豆は二斗に相成、川又、福島、三春は六七升到候。十二月二十三日夜より二十四日一日雪降り續き、五尺程積り、往來出來ず、困入申候。

天保五年正月二十日、七ノ町御園稗相給し被成候。正月の米相場は一步に九升到相成、名主

大内覺十郎より村内に粃五十石被下候。三月十六日鈴木源兵衛三十石、橋本勘四郎二十石、大内勘兵衛齋田鹽八十俵、村内へ出し申候。此四人格式被下、粃五石宛被下候。此年小麥不作、六七月日照にて岡物不殘不作に御座候。

天保七申年、正月十八日より三月迄日照にて、四月八日より雨天。又五月十日大風大雨にて、それより寒く相成、雨霧のやうに降り、七月十八日大風大雨にて不作相成申候。それより八月二十日迄日々雨天又曇にて、大不作相成候。七月より十月の間に米相場日々上りて、一駄三步二朱より一兩二朱、一兩三步、又三兩又四兩二歩に相成申候。平石村名主渡邊源次、三郎左衛門鈴石村米百石相出し申候。其外は粃の上納にて御上納仕候。平石村過米は御用米直段にて御返し被成候。鈴石村にて不作七百二十石、皆無二百石、皆無同様二百石。御用米村内全納にて御上納仕候。早稲一束に付四升、岩崎上稻にて三升五合取れ候。九月大霜に御座候。

天保八酉年村方金八十二兩出し申候。

天保九戌年四月迄日照、五月より七月まで雨降りて寒く、七月十二日、同十五日夜より雨強く不作相成申候。其年米直段一駄三兩一步に御座候。十月には一駄一兩に相成候。鈴石村不作四百九十石に御座候。

一一、田間日誌抄

當日誌抄は安達郡小濱町伊藤直人、同善方善輔、同郡石井村大字平石鈴木喜平、同大字鈴木木寅吉、同本宮町遠藤太利吉所藏の日誌類に就き抄録したるものにして、既に本記中に記載されたるものは之を省略せり。

一、元祿二巳年三月十五日小濱町鎮守鹽松神社十二座神樂の神事を擧ぐ。同年西勝田村の内小濱、貝屋、平太郎内の三在家を潰して新市街町割をなす。

一、同六酉年小濱新市街成る。

一、同十一寅年十二月安積久保田村伊東重信墓碑建立、墓誌は高泉和尚選書にかゝる。

一、享保十二未年三月二十一日殿様御國廻り、高田舟渡し、平石、鈴石、小濱より杉澤、茂原通り、田澤御泊り。同二十二日山木屋、北戸澤、南戸澤、上太田より上長折瀧の橋を通り小濱御泊り。二十三日大平村供中渡し御歸城。御供御家老江口三郎右衛門様御同勢百餘人。

一、寶曆十辰年五月六日(?)小濱鳥居町菅野屋方より出火、藤町二戸新町一戸を除くの外全町烏有に歸す。

一、明和四亥年四月九日松岡町出火、廓内士家二百一戸、町家五百四十四、米倉二十三、神社三、寺八つ焼失す。

一、同八卯年大旱にて田方半作となる。

一、天明二寅年三月より五月に村々組改あり、非違相檢察して犯人を防がる。此年木幡山鈴竹花咲き實を結び、又冬至に櫻花咲く。

✓ 一、同三卯年五月二十日より八月二十五日まで雨降ること連日、十日霜眞自に降り大不作となる。金一分に付粳、糯米一斗づゝ、大豆大麥、一斗七升、小豆一斗、小麥一斗五升なり。

✓ 一、同四辰年四月米は一分に五升、大麥は一斗、小麥九升となり、餓死するもの多し。年貢米延納種粃貸下を許さる。丹羽家御入部以來の大飢饉といふ。

一、同七未年二月十四日大風、御城内高塀柵六百五十九間吹倒、城下並町在とも潰家二千五百六十六軒(内丸潰六百四十六軒)其他被害夥し。

一、同月十六日小濱鹽松神社神輿渡御、丹羽家御紋章三箇所使用の特免あり。郡山兩社本宮明神も亦同様神輿渡を許さる。

一、寛政元酉年九月朔日始めて鹽松神社神輿渡御の神事を行ふ。

一、同五丑年五月安積郡片平村に葛城王の碑石建立せらる。二月小濱町二十二軒焼失、同七月牢屋出火。

一、同六丑年三月本宮南町百軒程焼失、同十一月町同心組より出火、同組不殘本町大手先より上松岡過半、兩社並に久保丁西側不殘、東側町奉行所と六軒殘し焼失。

- 一、同七卯年正月本町渡邊太平より出火、龜谷町まで百三十五軒焼失、焼死一人。同三月平島藤馬様小者久助御吟味筋有之、江戸表より道中手鎖繩目籠入にて御指下入牢、翌八年正月牢死。同十一月本宮北町二十七軒焼失。
- 一、同九巳年二月本宮南町西側六十二軒焼失。
- 一、同十年二月淺川陣屋下百姓噉訴に依て人數繰出し。同五月高直しあり同七月十日本宮南町渡邊源太夫火元、兩側並に中の橋際まで焼失。
- 一、同十一年未年三月郡山大火、お代官役所足輕屋敷まで不殘焼失。本陣並に郷藏無事。
- 一、同十二年申年三月台運寺出火。
- 一、享和元酉年十月六日公儀お尋ね修驗僧天齋本宮宿召捕り江戸表護送せらる。
- 一、同二戌年四月平島半之右衛門様召使荒井村佐銀太、月村文藏の兩名直訴一件にて召捕らる。
- 一、同三亥年十月本幡山治陸寺本堂普請棟梁仙臺角田在佐倉村善藏普請小屋にて自害。同十一月本町頭より出火、八十軒焼失。
- 一、文化二丑年六月本幡山治陸寺焼失。同十二月九日安達仁井田村四郎右衛門謀判の咎により打首となる。
- 一、同三寅年二月十六日本宮南町穀屋町より出火、五百餘戸焼失、南町上少々、石雲寺、代官所殘る。
- 一、同四卯年三月郡山大火、八幡宮焼失、三代官屋敷足輕屋敷殘る。

此年松前騒動にて早馬早籠の往來多く、奥大名南部津輕兩公歸國せらる。

- 一、同五辰年正月十一日より會津公御加勢松前御下りにて人馬の通行夥し。
- 一、同七年三月二十一日本宮町石雲寺より出火、上四軒茶屋迄焼失、東側にて大内屋西側にて七軒丈残りたるは不思議なり。郡山八幡宮新築成る。
- 一、同九年十二月八日嶽山噴煙時々雷鳴を聞く。
- 一、同十三年上野東照宮御普請御手傳御貸上、高役金被仰付。
- 一、文政元寅年新二分金出来る。此年六月前には旱天多く、六月以後長雨にて不作となる。箕輪御門附近城御普請にて村々人足多く徴し出さる。
- 一、同二卯年八月殿様御國廻り、八十歳以上の者に金二分、其他孝心の者に褒美行はせらる。十月十九日御藩士早川佃養父某士籍を除き上り屋にて仕置せらる。此年二本松御城下並に本宮に屋臺始まる。新一分金出来る。
- 一、同三辰年三月十七日小濱鳥居町穀屋惣助宅より出火、同町並に新町、藤町二百餘戸焼失。同月本宮南町に馬市開かる。此年田方不作、高一萬石に付三百兩づゝ御救金被下置。
- 一、同四巳年大旱にて春より七月七日まで雨なく、不植付地多く、田畑共三分方不作となる。
- 一、同五年大旱不植付地多く、田方不作。六月二十八日大雨出水、本宮町浸水す。十二月十六、七日川俣領水原八丁目の窮民四百餘人御城下御本陣に駈込噉訴を爲す、依て吉倉え人數御差出

あり、同二十九年日落着す。

一、同六未年十月青田日記澤遠藤與惣右衛門女婿平治右衛門家附の女房藤を殺して御仕置あり。平治刑に臨んで従容辭世を詠じその膽勇を稱せらる。

(名倉山からまる藤を切りすて、今ぞ供中の土となりぬる)

一、同七申年二月四日(？)小濱梅橋錢湯屋より出火、藤町、鳥居町百餘戸焼失。三月殿様御上りの節領内名主村役人に御酒被下あり。八月十五日夜大雷雨にて嶽の湯埋没、死傷二百餘人、慘狀を極む。此年蠶種運上相掛り、本紙一枚に銀一匁なりき。此年又麻疹疱瘡流行、死、多くあり。

南鏡小二朱金出来る。五人組五つを合して二十五人組を作り、一組に金二兩づゝ被下置。十一月本宮在會津街道に於て絹商人殺害事件あり、同二十七日西勝田村田中在喜三郎同上咎人として小濱東禪寺門前にて召捕らる。

一、同八酉年田方三分方不作。此年青田村殭森の湯始まり、本宮中舟場の架橋出来、交通の便を加ふ。郡山遊女町及辨天池亦成る。

一、同九戌年三月二日御藩士根來傳右衛門様上り屋にて病死す。前年君公御諫めの爲め父子四人入牢せられしといふ。

一、同十亥年十月七日夜小濱東禪寺住職巨璠和尚同年新町三浦佐十郎の爲に殺さる。此年苗不足にて田方二三分方不作となる。

一、同十二丑年雨年にて不作。新一朱銀出来る。

一、天保元寅年長雨にて麥作不作、田方も亦不作となる。

一、同二卯年二月二十八日大守公侍従に御昇位に付兩社並に大隣寺御參拜。同二十九日台運寺、鏡石寺、蓮華寺御佛參。其夕稀有の大雷雨ありたり。三月御城下松岡に於て大曲馬興行あり。六月根崎町太田長左衛門知行三百石拜領生育掛被仰付。七月十六、七日大風雨、夏成金方百姓一同に被下置。十月百姓方より御禮として粃千五百俵献上。此年御入口御門並に久保町御門、竹田御門改築成る。信夫郡八丁目出火、市街大半焼失す。

一、同三辰年四月櫛橋定舞臺及遊女町出来。同月松岡町菊屋方にて活花大會の催あり。六月二十四日龜谷御免町より出火、坂の中程まで焼失。同月十七日より十日間定舞臺に於て江戸千兩役者坂東三津五郎岩井桑三郎一座の大芝居興行あり、御家中方一統見物を許さる。同八月十六日より十日間人形芝居の興行あり、御家中一統村役人に至るまで總見物を許さる。十月本町御本陣向、町並改正。同十一月御城下六町消防組成、内井戸の所有者には⊕の懸札を懸けしめらる。

一、同四巳年二月安積山陰五ヶ村會津領となり、信夫八丁目外四ヶ村二本松御領となる。御城下堀普請並に追手御門御普請あり、村々よりは數多の人夫差出し、其の賑しさ言はん方なかりき。三月十二日新領地八丁目、堤岡、天明根、上下水原の村役人衆本町角屋にて御酒被下あり。此年

麥作不作。六、七月雨多く、暴風雨あり、九月二日大霜眞白に降り、大不作となる。十二月二十三日夜より二十四日一日雪降りつゞき、五尺程降積り往來不通となる。

一、同五午年去年よりの大不作に麥作不作。六、七月大旱、岡物亦不殘不作となり、餓死する者多く、七ノ町稗倉を開きて御救恤あり。此年越後米三千俵御買入れ、本官指置不時の御用に備へらる。米相場九升、酒は一盃卅四文より四十三文、焼酎百二十文、濁酒製造御法度となる。

一、同六未年冷氣にて違作多く、又水害度々あり、庶民難澁す。此年當百錢出来る。

一、同七申年正月十八日より三月まで早魃。四月八日より雨降りつゞき、五月十日大風雨あり。それより冷氣甚しく、雨霧のやうに降り、七月十八日又大風雨あり、それより八月廿日まで雨天にて大不作となる。米相場日々に上りて一駄三分二朱より、一兩二朱、一兩三分、三兩四兩二分までになり。上納は糶の上納又は金の上納となれり。此年六、七月より翌年夏秋の頃まで悪疫亦流行して、餓死者、病死者相踵ぎ、目も當てられぬ慘状を呈しき。十二月廿六日安達郡西勝田村戸外山在卯左衛門手形置造の咎にて御仕置となる。

一、同九戌年四月中大旱。五月より七月まで霖雨連日、七月十二日より十五日まで強雨、不作と爲り、米相場一駄三兩一分となる。此年他所酒一杯百五十文、焼酎同百六十文、濁酒同五十文なり。此年四月公儀御巡見、郡代丹羽四郎様、同四郎右衛門様、郡奉行崎田傳右衛門様隨伴す。

一、同十亥年二月郡山大火、全町烏有となり、阿部茂兵衛一家のみ其の難を免る、吉兵衛火事といふ。

一、同十二丑年安達郡上長折村加藤木在佐藤右衛門暮坪在平十郎、漆久保在六郎右衛門、寺刑部内在吉右衛門等名主日向市郎右衛門の専横を訴へ出で、市郎右衛門は村替、佐藤右衛門等は處拂となる。此年四月安積郡堀ノ内村隠津島神社の碑建つ。六月絹糸結目不正のこと有間敷、又妄に夏蠶飼養致間敷旨御達しあり。

一、同十三寅年九月金銀及金銀道具類御取上の御達しあり、十二月安積郡川田村名主並村役人、長百姓御會所御呼出にて村内一統出精の御褒美被下置。

一、同十四卯年小濱鳥居町麴屋幸吉、名主菅野與一郎の不法を訴へ、幸吉は處拂、與一郎は村替と爲れり。此年三月一朱銀不通用、十月迄引替の御達しあり。八月公儀五海道御救金献金被仰付。一、弘化元辰年二月二日曉方より大暴風あり、御城内の扉重門、俗に赤門並に學館、手習所、及櫻谷同心長屋倒潰し、各村亦多少の被害ありき、時人之を根來風と稱せり。此年七月上州高崎御地頭御姫君様御縁組貸上金御用被仰付。

一、同二巳年違作にて窮民食を失ふもの多く、賑恤を行はせらる。

一、同四未年五月三十一日夜中、安達郡大平村名主武藤伴藏宅に強盜押入同人母並に召使男女兩人殺害せらる。

一、嘉永二酉年三月安達鈴石村に於て名主大内六郎排除の騒動あり、發頭人三人は處拂、名主六郎は村替となる。

- 一、同三戌年五月八丁目盛林寺出火、諏訪神社、常光院等焼失す。
- 一、安政二卯年十一月五日青田原に於て蘭式調練あり、少將様御上覽あらせらる。
- 一、同三辰年九月十三日青田原調練若殿様御上覽あらせらる。
- 一、同四巳年五月五日降雪あり、地上積ること二寸許、黄雀凍え落つ。同八日少將様御歸國宮下御殿に入らせらる。十月蓮華寺十八世日弘供中渡水死者及刀杖瓦斥諸靈の爲に大供養碑を建つ、俗にいふ千人塚是なり、有名なる半吾、源吾の大賊の處刑されたるも此年ならんといふ。
- 一、同五午年六月十四日強雨出水、供中間屋に水四尺上り、本宮は全町浸水市中舟にて通行せり。
- 一、萬延元申年正月朔日御城下竹田町眞行寺焼失。同三月八日夜同本町出火、焼失六十餘戸。同廿六日夜根崎、竹田兩町及下ノ町六百餘戸焼失、泉屋火事と稱せらる。十二月十六日宮下御殿焼失。同十八日より廿三日まで毎日降雪あり、積雪三尺餘となる。
- 一、文久三亥年二月三浦權太夫様直訴の御咎にて上り屋入被仰付。
- 一、元治元子年八月御家老日野源太左衛門様御番頭大谷與兵衛様水戸天狗征伐に御出陣あり、十一月歸國あらせらる。
- 一、慶應二寅年六月十五日伊達郡金春田八郎種紙運上のことより暴徒二千餘人を集めて信達の富豪を襲ひ、金穀を奪取りて窮民を賑はし、勢益々猛なりければ、御人數御繰出御國境を警固あらせらる。

- 一、明治元辰年閏四月廿日小濱蓮勝寺住職亮泰和尚盜の爲に殺さる。此年會津征討、白石會議、白川戦争などありて上を下への大騒動となり、七月二十七日官軍の參謀渡邊清左衛門様薩長土及大村大垣諸藩の兵數千を率ゐて小濱町に入り、舊名主宅を本陣とし、二十八日一日御滞在、二十九日供中口より二本松御城に攻めかゝらる。三浦權太夫様供中口討死。殿様米澤御立退き城陥る。二十七日朝拂曉三春御藩歸順相談の御使者不破關藏、大山巳三郎、渡邊喜右衛門、大關兵吾の御四人松岡町旅籠三春屋御立の處、同家裏畑に於て一同銃殺せらるといふ。
- 一、同二巳年正月舊藩主丹羽長裕公知藩事に任じ西安達五萬石を領せられ、東安達の大部と南安達の一部とは笠間藩須賀川政廳御支配と爲る。此年大不作にて山根地方收穫皆無、米一駄の價十六圓廿錢に上り、窮民草根木皮を食ひ、干菜の價亦兩に三貫目となれり。七月廿三日大風雨、九月五日大雷、同十八日大雷大雨。同年七月按察使坊城四位殿並に渡邊民部權大掾殿下向、同二十八日八軒町江戸屋喜十郎、根崎町帶屋五平、松岡町うなぎ屋一山亭主人等召喚、二本松藩應賃金一件に付御糺問あり。同十二月二十八日同町四ツ谷失火、三十餘戸焼失、穀屋火事といふ。

- 一、同三午年二月去年凶作により信夫の窮民騒動して縣廳に押寄せんとす、二本松藩廳士卒二百餘人を出して縣廳を護衛す。同五月新政廳役員定まる。この月安達長屋村吳服商錦屋方に黒裝束の強盜三人押入りしに、主人自ら槍を執つてその一人を突伏せしかば二賊驚きて逃れ

去る。九月二日羽瀨兵衛様、大關市右衛門様、大島成渡様、質金事件にて御取調べあり、關係者松本孫兵衛御鍛冶屋坂にて自害す、尋て東京護送、羽瀨様は斬首、大關様は牢死、大島様は御赦免となる。

一、同五申年四月二本松、小濱、本宮間郵便開始せらる。

一、同六酉年五月より郡内各都邑小學校創設せらる。同六月田畑石高の稱を廢し、地價を定め、地券を發行し、地價百分の三の地租金を課せらる。此年安積郡大槻原の開墾始まる。

一、同八亥年五月三十日二本松町檜物屋方より出火、本町、松岡町、龜谷町三百餘戸焼失、大手御門、稱念寺、及大厦高樓悉く燒盡す。

一、同九子年六月 天皇陛下東北御巡幸、同十七日本宮町區會所にて御晝饌、南杉田熊耳方御小休、午後三時半二本松町區會所御着。十八日御駐輦、双松館製糸場御臨幸。十九日午前八時御發、輦福島に向はせらる。此年土地丈量地價修正あり、地價百分の二箇半を地租金定率とせらる。小濱新道西念寺坂切通成る。九月安積郡大槻原開墾成り、村名を桑野村と稱し、村の中央離森山を開成山と改め伊勢大神宮を奉遷す。

一一、青田原大訓練物語略記

著者不明、安達郡平石村鈴木卯平治寫本に據る。

麒麟鳳凰もあらはるべき聖賢の御代、四海浪しづかにして、五風十雨時にほどこし、戸さゝぬ時節といへども、亂を忘れざるは武の道たる事とかや。こゝに奥州積達信三郡の大守霞ヶ城の御大將 丹羽加賀守從四位少將藤原朝臣長富公と申上奉るは、元龜天正の間に於て英名を四海にとゞろかしたる丹羽五郎左衛門尉長秀公の御末孫にて渡らせらる。さてそも此君勇智仁兼備の良將にして常に武術を爲好給ひける。頃は嘉永安政の間に至つて、異國の賊軍日の本たる王城に對し無體の願を上るといへども、王命さらに下らざりしを憤り、既に軍船數艘を浮め白浪に眞帆打かけるの聞ありければ、乍恐 上(一字不明)を始奉り下は萬民に至るまで安き思ひもあらばこそ。然る處に 少將長富公様常々武術を御鍛練これある故、此由を聞し召され以の外に怒らせ給ひ、小賢敷異國の賊衆日本に向ひ砲火を争ん杯とは不届至極言語同斷の致方なり、その儀ならば長富 王命に先立かの毛唐人を大海のみくづとなして王意を安んじ奉らんと、兼て武略の御家なれば、先訓練に及ぶべしとて、頃は安政二年十一月二日曉寅の一天に寐丑ヶ嶽霞ヶ城を御發途ありて、采女ヶ庄青田ヶ原へ押出さるゝに、日天萬峯にかゞやきて四方の山々紅葉をちらし、遙かに見渡す遠山に、やまふ白妙の朝氣色、嶽山嵐にひらめかす旗指物の次第より、一手一手の大將達、騎馬武者、歩武者、兵卒共、得物々々を脇挟み、次第も亂さず繰出す。先眞先に繰出し給ふは、其昔大阪夏の御陣のその砌、拔群の働なして御唱號を給りて、討死を遂たる淺見掃部之介忠政の末孫にて、丹羽掃部之助忠恕を一の備の大將として先手の鐵砲五十挺、同弓組五十人、長柄の組も

五十人、その旗の手ならん、地白に黒く八幡大菩薩と書たる大旗を押立、つゞいて大筒三挺に、つゞくや百目五十目三十目、或は小旗押し並べ、大一聲のほらの貝につれ、相圖の狼煙どんとあける。その手の大將乗出すその出立を見てあれば、萌黄緘の大鎧、同毛五枚しころ、廿八間白星のかぶとには金のまき藤蛇の目の前金物、前立重しとおしいたゞき、虎の尾粕毛と號したる逸物には、銀梨地高蒔繪の鞍置、白と黒とに染わけし山道染の長手綱、かいくりて、馬上豊かに乗出す。馬前左右の旗の手は金輪二色の吹流し。次には浅黄白地の鱗形の旗五流、天の七星、日月、歳星、熒惑、大白、辰星、鎮星七流。騎馬武者歩武者は思ひの、出立にて列伍亂さず相見ゆる。折しも軍師小川平助與之は相圖諸共馬上豊に乗出して陣頭にぞあらはれ出。采配ふれば一番手龍の丸そなへ、さわめき立たる先將は、今に名にあふその昔明智光秀信長公を弑し奉りしその砌、織田信澄光秀と心を合はさる、長秀公に従ひ奉り、十六歳にして信澄の首を擧げたる上田佐太郎の末孫にて、上田清左衛門馬を靜かに乗出せば、續て乗出す面々には丹羽舍人、吉田嘉左衛門、中川文右衛門、母衣の武者には山田兵太夫、高橋庄兵衛、大筒役には齋藤源太夫、各立派の出立は善盡し美盡し、ひづめを蹴立轡をならし、大鼓につれて押出す。まづ上田清左衛門の出立には、萌黄匂ひの伊達鎧、甲は桃形朱塗にて、金上の文字の前金物、銀半月の脇立して、緒羅紗黒に上の文字縫たる陣羽織、鷲の羽の矢は小森に脊負ひて見えけるは、七寸に餘る黒馬には紫二段の厚房し、紅五段の押當はこがらし吹雪に吹あらし、白地の采配柄中に握り、下知を傳へし有様は一際目立て花やかし。軍師

の添役佐倉帶刀、三谷甚太夫、その外血氣の若侍、太刀長刀や槍まさかり、得物くを携へて、勢勇んで相見えけり。その頃これは一と備是は二番手と見てあるか、八門金座弓鐵砲長柄配を各前に向はして、紅白とつこと見えたるは先祖元秀その昔し加賀の國淺井繩手の戰に馬印を伐折られ、是非に及ばず脊に負ひたる布衣を其柄に結びつけし母衣まとひ、並紅白の旗をひらめかし、次には地白とつこの旗五流、旗元の大將大谷與兵衛元清は、鬼吉秀の正統にて、元龜の英名は言はずと知れたる古今稀なる智男にて、大日本に隠れなき、乍恐東照宮より拜領なしたる大太刀は今に傳はる三尺二寸、其身其日の出立には、金小實卵の花緘の大鎧、南蠻鐵の鯰尾形の甲には金の巴の前立物、馬は上りん青柳金板金の鞍置、厚房尻かへ左右に亂し、熊の馬氈を打掛て、勇氣すぐれて見えにけり。馬前左右の目印は金の天府金銀に三字不明馬印、弓鐵砲立ならべ、定紋白巴の旗、七星畫染の大のぼり、騎馬武者歩武者夫々に劍戟弓矢携へて、二手の軍立花やかに竹束楯板つきならべ、大筒小筒弓長柄、一手の大將青山伊右衛門は丹羽家に於て古今稀なる勇士也。其日の出立みてあれば、是が重代赤革緘、同毛並の桃形甲、五三の桐の前立物、銀半月は脇立にて前立重しと押戴き、鷹の羽のかぶら矢は箆を横へ引廻し、金銀龍虎を縫置たる黒羅紗の陣羽織を肩子ゆたかに引まといひ、天光黒と號けたる八寸半計りの駿足に白鞍置て乗られしは、實に御武勇と相見えたり。續て乗出す面々には丹羽彌次右衛門、花澤彦八郎、徳田要右衛門、母衣の武者には大關市右衛門、軍師添役小川左門、大筒役には渡邊孫市、各立派の出立にて、威氣を含んで押寄る。夫より續く三の

手は長地備と相見えて、五十四郡はいふにや及ぶ、六十餘州に英名を擧たる成田彌左衛門道德の末孫、同苗彌左衛門正誼は、先祖道德織田信長公より拜領爲したる、近江宗近のきたへたる、一尺二寸穂の鎗、其身は床机に腰打かけ、其日の出立見てあれば、黒革緘の大鎧、金裾金物きらめかし、草摺長に着なしつゝ、爪黒の矢は小森の如くに脊負はれて、甲は銀輪に二ツ引、五枚鍔を重氣に戴き、黒柵栗毛と號けたる奥州一の荒馬を口取四人に爲引立、八方へ眼を配て控たる、後にひらめく指物、は金の重に銀短冊の目印は、若や敵の旗元が將棋備なるとても一行迄は横へも動かぬ證據也。旗大將は山岡常右衛門、馬をひそかに乗出す。其日の出立見てあれば、黒塗頭形の甲には金熊の手の前立物、黄羅紗に黒く定紋縫たる陣羽織、馬は南部の七戸で生育成たる七寸に餘る駿足は、金覆輪の鞍置てゆらりと跨り、三十六枚白地の采配柄中を握り、永手綱同輪に結び乗出す。其手の大將中村太郎左衛門、味岡繁右衛門、齋藤三郎右衛門、大筒役には木村貫治、軍師添役久保興十郎、布衣の武者には井上權平、我劣らじと各美々敷出立は、花は櫻か人は武士とは見えにけり。續て繰り出す四の備、其旗の手を見てあれば、地白に黒の龜甲かたばみ、同小旗に大四半とつこの旗の三本は、表裏をみせる風の手に、しやうぎ備の大將は、今に名にあふそのむかし加藤清正に事へ、日本は愚か朝鮮國迄英名を轟したる加藤清兵衛安政の末孫にて、是が御家の一勇士、十萬餘丁の御目代本山豊後安定なり。その身その日の出立は、粧ひ朝日に光りける紅白紫卯の花と、黄色さまざまま照り移り、弓鐵砲大旗小旗、指物、四半金の御幣の目印は朝日に向つてひらめいたり。御家の旗

はうろこ形、五本立たる旗の手は翩翩風にひるがへり、秋風そよめく其風情、繪にも筆にも盡されず、いふに詞の足らざる計り、騎馬大將を見てあれば、栗毛の駒に跨りて、五枚鍔に鹿の前立とつばい形の鐵かぶと、金かたばみの前立物、鎧は赤糸朱塗りにて、小實純子の直垂に青貝すつたる大鏡、赤銅作りの大太刀にて、拔ば生血の好物と、猩々緒には七星縫たる陣羽織、二間三尺大身の槍を沓の小脇にかい込みて、いとしとやかに乗出す。跡に續いて乗出す面々、中にも眞先進み出るは、その昔上杉家につかへたる、伊達政宗と太刀打し、其外軍功多かりし、岡の左内の末孫にて、同苗岡佐市右衛門以貞、奥野彦兵衛、平山茂右衛門、丹羽權太左衛門、母衣の武者には井上勘右衛門、本多伊織、軍師添役宮澤平内左衛門、大筒役には齋藤源太、各武器馬具花やかに朝日に向つて押寄せる。さてその次は、是ぞ御本陣、霞ヶ城の御主、元龜天正の間には織田家の御内に於て四天王と呼ばれて、犬打童も泣止みし、丹羽五郎左衛門尉長秀公の御末孫、御紋は名に合ふ廿八枚金短冊切残されたる打違ひ、當御代まで武勇の御名も高き智勇兼備の御大將、今泰平の御代、廣き大日本は六十餘州、三百近き大小名中に武勇の名も高き、古今名君と呼ばはるゝ四位少將藤原朝臣長富公、御家御紋大旗小旗ゆるぎ渡りしその下に、朱ぬり銀具の御床机に懸させ給ふ御こつがら、敬ひ伺ひ奉れば、四十八間に金小屋りの御紋ちらしの襟金物。吹返しには白髪の面ほうをかけ、御近習侍小脇に捧げ、御身は金小實、赤糸緘の御鎧、五色模様錦の直垂、十王頭の小手脛當、猩々緋の御陣羽織には、金短冊の御定紋、御袖下より雲龍を縫置たるは、さながら昇龍の生るが如く、黄金造りの御太刀は、

五郎入道政宗が、けつさいなして鍛へたる名劍にて、都鳥の上羽形に召され、熊毛沓に御足をかため、鷹の羽の征矢卅六指たるを森の如くに脊負はれて、御手には采配持れけり。左の方にはむら重籐の御弓、是又近習に持せられ、中かん黒朽栗毛七寸計りの駿足に、金銀高蒔繪の鞍置、紫五段の押當と紅三段の厚房は、燃立計りに見えたりける。其陣立の有様は古太公望蜀の臥龍、我朝にては補判官正成が堅陣も斯くやと計りに相見えて、樊噲趙良我朝に當家名代の本多平八郎忠勝成共ふれべくとは思はれず。其陣々の旗指物、鬼面山嶽山おろしに吹なびかし、實にや小春の花嵐、その紋所の色々は、白地に桔梗の紋所、五反餘りの大のぼり、角元底房眞尾の箕星、七曜九曜二十八宿、日月星の大文字、或鱗短冊違ひ、又はとつこに藤の丸、かたばみ龜甲三ツ巴、三ツ引上の字八重櫻、一ツ巴に三ツ柏、だき稻おもたか立葵、矢はづ三ツ石四ツたゞみ、牡丹唐花向鶴、上ヶ羽の蝶にだき若荷、其家々の紋所、紅白吹貫、紫黄色、黒や萌黄や籜鼠、惣鱗には無地の旗、御名代には丹羽石見、金銀形同桔梗前印、鎧は卯の花伊達おとし、金銀鐵物照り移り、是ぞ御家の一勇士、大老職の御大將、當年積て六十四歳。吹返しには白髪雪をあざむく計り、銀針を植たるかとあやしまれ、紺地錦の陣羽織、御紋は名にあふ短冊違ひ、御手には六十四枚の金采配を持れ、下知を傳へる有様はいと花やかに相見えたり。實にや當國の御陣代都て五段の御備、惣人數五萬計りの大軍は、名にし奥州青田ヶ原、三里四方の枯野原、きりを立べき寸地もなく、かぶとの星を輝かし、鎧の袖をゆり合せ、取連ねたる劍戟は、佐賀野の薄の如く、手たて手くすね勢ひ勇み、殺氣を立て相見えたり。今日は何日

なり霜月二日、又十一月の小春そら、長閑に晴れし日和道、遠所近在遠近は、東は相馬、磐城の平、西は會津の若松、越後、南は白川、黒羽や、北は仙臺、米澤、最上、老若男女、出家侍、町民、商人、香具、賣物、熊の膏藥、おしるこ、おでんに、ごり酒、てんぶら、酢飯、四文や、店團子、せんべい、あま酒うり、三ツ池、關下、苗代田、荒井、仁井田の邊迄、所せましとおし合へし合、且又今日御領内郷土、家柄、長百姓、本宮兩町、御城下町、苗字帯刀御免の人々、火事装束に數多の夫役を下知する有様は、誠に美々敷相見えたり。此時に及んで御目代の御陣中より金のばれんの指物は、植木小十郎、羽木權藏、馬を左右に乗出す。軍師惣役小川平介、采配取て振立れば、一聲ののろし天をつらぬきドンと打、是を相圖と寄太鼓ほらの具、五行五目の備立、一鼓六足列伍亂さず、エイ〜トウ〜と押寄る。折しも先手の大將丹羽掃部之介、靜かに馬を乗出せば、同勢八千計り振切采と諸共に數百人、鐵砲巢口を描へ、釣瓶懸下ド……ン又は近來渡りのボンヘン火矢と名付たる大筒クハラ〜、百千のいかづち鳴りひしめく如く、黒煙天を焦し、廣野の枯草一時に燃立計、其勢アメリカ、オロシヤ、イギリスヤ、何十萬の大艘を海上透なく寄來る共、皆殺にせでおくべきや、すさまじかりける有様なり。

東(一字不明)六湯齋流谷謹述

一三、仇討及百姓騒動記

須賀川 仇討

武谷半左衛門某は越前北の庄の城主柴田修理亮勝家が臣にして、武勇世に勝れ、十數度の合戦に毎々武功ありて勝家所持の名刀を賜はりし程の勇士なりしが、勝家亡びて後丹羽家に仕へて所領二百五十石を賜はりぬ。今其由來を尋ぬるに、大坂の御陣には半左衛門父子五人打連れ、て醫王野豊後守が備を突き崩して、中にも四男の勘彌は能き首取て高名し、頓て御陣も終りて歸りし時、駿河國富士川の渡にて會津蒲生家の長役たる齋藤七右衛門勘彌と不快の事起り、其夜旅亭に忍入り、勘彌を殺して逃失せたり。残る兄弟、憎き齋藤が仕業かな、何國までも尋ね出して、弟が仇を報いんものと、長兄傳兵衛は江戸に逗まり、七右衛門、儀左衛門の兩兄は陸奥國に下りて須賀川の宿にぞ住しける。時に寛永二年三月十八日、敵の七右衛門郎等十人餘り引き具して、今し當驛を過ぎりしと聞えしかば、儀左衛門忽ち走り出て、釋迦堂川の此方にて名乗りかけ、切つてかゝる。兄の七右衛門後より馳せ加はり、敵の多勢に渡し合ふ。又此頃兄弟が親しく談ひし磯松權太夫も助太刀して、味方三人一手になり、火花を散して戦ひ、敵不殘打取つて日頃の本懐を遂げたり。是より武谷兄弟武勇の譽四方に隠れなく、長重公此事斯くと聞し召され、兄傳兵衛は江戸に在りて手をば合さずと雖も、其心懸こそ共々に神妙なれとて、兄弟三人並に磯松をも御家人に召抱へらる。此事は日本武士鑑に載せられて、冷く人の知る所なりといふ。(世臣傳)

櫻谷 仇討

萬治三年十月四日國家老日野新右衛門重尙、城下大隣寺なる長重公御廟に詣でし時、藩士坂川

忠右衛門といふ者、重尙を待ちあふせて切つて出で、終に是が爲にぞ討たれける。此事斯くと聞くより、日野の郎等大藏といへるもの馳せ來りて、忠右衛門が跡を蹤け、遂に櫻谷にて追ひつき、主が仇をば討つてけり。

忠右衛門初外記と稱せし頃、重尙が組子にて別して懇ろなりければ、年始其外年中には兩三度づ、必ず重尙が家に招かれ、又忠右衛門が宅へも重尙折々夜話などに參りしが、或時忠右衛門所持の左安吉の刀名作の由聞及ばれ、一見を請はれしかば、忠右衛門之を重尙に見せけるに、重尙賞すること限りなし。數日を経て重尙日野七太夫を以て其刀を所望あり、代りには會津藤四郎の刀參らすべしとありけるに、忠右衛門所持の刀は亡父が故主より故ありて給はりし物なれば、御免あれと申遣しける。是より雙方次第に疎々しくなり行き、年始其外共に招きもなく、途中に行逢ひしにも默禮のみにて過ぎにける。それより一年程も経ちて、重尙が方より川木勘左衛門を以て、其頃忠右衛門方に奉公せる喜之介とて十八歳に成りける前髪立ての草履取を所望の由申し越されぬ。忠右衛門是をも斷らば一段怒らるべしと思ひて、其望に任せしに三十日を過ぎるに、罪ありとて前髪を剃り、奉公を構へて追出しぬ。是等皆忠右衛門への面當てなりと思はれ、其後も種々の事重なりしに依て、愈々討果すべきことに心を定めて、御上に對し毛頭存する旨は無之、過分の所領數多賜はり居りしに、命を上らず、私の宿意に絶命に及びぬること存外の仕方そら恐しく奉存ぬ、書置をも仕らず、死後に至りて狂氣の沙汰なからん様計らせ給はれと認めて、依包

源兵衛が許に遣はし置きぬといふ。斯くて忠右衛門を討ちて主の仇を報いし郎等大藏は其場にて腹切て重尙に殉死し、又重尙が一周忌といへるに、他の二人の郎等もその墓所に詣でて墓前にて腹切つて同じく重尙に殉死す。重尙もさばかりの器量人にて英主の寵過を得るのみならず、下にも能く思はれて士の歡心をも得たりき。然るにかゝる禍に遭ひて横死を遂げたるは位極り、意盈ちて驕の心萌せしが故なるべし。さるにても三人の郎等の心掛こそ殊勝にも亦忠烈の至りなれとて人々感嘆せざるはなく、日野家にては是より郎等大藏が忠節を永世に記念すべしとて、嫡子には大藏の名を用ひらるゝに至りしとぞ。(世臣傳)

或は曰く大藏仇討の場所は櫻谷にはあらずして忠右衛門大隣寺の寺門を出でんとして門石に躓きし折柄、大藏後より一刀を浴せかけて、遂に其場に仇を討ちたり云々。尤も當時の大隣寺は今の遍照尊寺の附近にして、櫻谷は今の本久寺境内なるべしとのことなり。

積達百姓騒動の事

寛延二巳年凶作にて作毛四分許りの取上げなりしに、村本免一分の加免被仰付たるのみなるにより、扱こそ岩井田昨非が計ひなるべしとて、領分の百姓共最寄々に相談をなし、東安達なる西新殿村に於ては十二月十四日西泉寺に集り、來年六月まで御用米金延納の願書を認め、同十六日には田澤村、茂原村、東新殿村總出にて安野澤寺山に集り、是に西新殿村々民も總出にて加はり、同十七日には太田村、杉澤村總出、同時に糠澤組百姓共不殘小濱町に集合し、小濱町附近村々百姓

共亦是に加はれり。然るに二本松よりは御下知として郡代奉行並に糠澤組御代官出張せられ、同町新町の名主役水梨郡右衛門宅に假役所を置きて之を鎮定せんとしたり。されど右三萬石の百姓共徒黨強訴をなし、大に騒ぎ立つて役所を破壊し、役人全部逃げ去れり。其夜徒黨の大勢は小濱町又は植松にて夜を明かし、其翌十八日には大平村島の内廣野に集合し、其數一萬餘人に及べり。然る所に二本松藩より松井楨太、平松志賀の兩役人出張せられたれば、百姓共口々に御用米金來六月迄延穀又は半免御用捨或は小役物の御免を相願ひたり。然るに右兩役人は願之趣聞届くべし逆證書を山木屋村の名主鳴原興左衛門に渡したり。依て百姓共大に喜びて、二十日には皆々其家に歸りけるに、是ぞ正しく官邊の欺瞞にて、越えて寛延三年二月二日より村々徒黨の頭取とも見られしもの悉く捕縛せられ、中にも田澤、茂原、東新殿、西新殿、上太田、南戸澤の六ヶ村は吟味甚だ嚴重にて、田澤村萬次郎事惣右衛門及上太田村善右衛門は獄門、東新殿村壽衛門は死罪仰付けられ、西新殿村杵少内の傳右衛門は田宅家財取上げ、同字惣左衛門は田宅取上げの上安積片平村へ村替、西新殿村太郎田の名主安齋忠左衛門は過料錢二貫文、其他の組頭目付は同じく一貫文づゝ仰付られたり。

此年十月安積郡に於ても村々の百姓共數千人嘆願の筋ありとて日和田原に集合し、其勢追々に相加はる模様なりければ、二本松藩よりは村越某を遣はして之を鎮定せんとしけるに、百姓共

これを見るより益々たけり立ちて、いざ首途の血祭にせんなど犇き合ひしかば、村越は空しく引上げたり。此時安達郡本宮驛の町人に冬室彦兵衛といへる者あり、剛膽にして義氣あるものなりけるが、この事を聞きて、そは一大事なり、何とか穩便の取計ひあるべし、幸ひ御郡奉行桑原六之允は永年安積の御代官を勤めて令聞あり、領民今に其徳を慕ひて止まず、殊には本宮代官たりし時の知合もあれば、兎も角も桑原様へと馳せ向ひて事の次第を申上げけるに、六之允いと快く諾ひて、早速馬を飛して安積郡に向はれしに、百姓共は早や既に仁井田村なる人取橋邊まで押寄せたり。六之允馬上ながらに静まれ、願の趣我れ聞届けて遣はさんと呼ばれば、百姓共はそら又役人奴が來れるぞ、油斷をせそと、又もや一段の殺氣立ちし折柄、頭の者共六之允なることを知りたれば、御役人は桑原様なるぞ、一應の御話謹んで承れよといふ。百姓共之を聞きて遽に道の兩側に羅列して之を迎ふるに、六之允重ねて願の趣よしなに取なすべし、決して不穩の振舞あるべからずと懇ろに慰諭する所あり、後事は宜しく彦兵衛と談合あるべしとて馬を返さる。百姓之を聞きて大に喜び、依て村々よりは總代各一二人づゝを出し、彦兵衛とも談合して、翌日二本松の役所に至り、願意具に陳情しけるに、六之允一々之を聴き取りて上達しけるとなり。時に一首の落歌あり、今に本宮より安積方面に傳へらる。

鳴神も恐るゝほどの騒動を

たゞ一聲で止めし桑原

事落着後六之允自ら責を負ひて其職を退き、剩へ家督をも其子に譲りて、爾來全く公務上の關係を絶ちきといふ。

此年二本松地方の村々百姓も亦各所に集合して追々不穩の聞えあり。中にも油井村、鹽澤村近邊の百姓共數百人竹槍蒲旗にて御城下に押寄せ來りたる旨注進ありければ、俄に城中會議を催して討手差向けの評定あり、是非の論議區々にて容易に決せざりし折柄、其頃御小姓役に上田某といへるものあり、一人自ら進み出で其打手の儀は私一人に仰付け賜はるべしと言上す。討手の任せ不任は兎も角も、百姓なりとて多人數なれば、汝一人にてはよも叶ふまじと仰せられけるに、上田は事もなげに、事の起りは岩井田昨非なり、昨非一人の首を斬つて之を一揆の者共に指し示さば、一揆は自ら退散して事安穩に治まるべしとぞ申しける。事の意外に衆皆相顧みて一語を發するものなし。大島某は藩の槍術家なりしが、流々槍を扱きて亦昨非に迫り、子常に大言壯語我等を罵りて一武辨の徒と爲す、而かも今日の事我等にあらずんば如何でか能く是を鎮壓することを得んといふ。昨非尙頭を垂れて默然たり。既にして昨非は、事の起りは全く以て唯今上田が申す通り某一人が責と存じ候、又大島が申す處も一應尤もの條には候へど、此討手の儀願はくは某一人に御任せ被下度、某よしなに取計ひ可申、若し事相叶はざる節は其時こそ此首差上候はんと申す。依て昨非に輕卒若干を具して差向けんとせしが、昨非是を固辭して、唯一騎

にて一揆に向へり。一揆はそれ來れりとして竹槍を之に擬せしが、昨非は靜に是を制して事の始終をいと懇ろに説き聞かせしに、一揆の輩稽首謹聽して、遂には感涙に咽ぶものもあり、一同羅拜して引取りきといふ。

信夫八ヶ村駈込訴訟の事

文政五年十二月十五日夜九つ時分とも思しき頃より信夫八丁目村、天明根村、鼓ヶ岡村、水原村、關谷村、平澤村、清水町村、若宮村八ヶ村の百姓共追々領地立退き二本松御城下大手御門前へ大勢押詰め候へば、御門内よりは年寄衆出で向ひて理由御尋ね有之、百姓共一同答へ候には、我々共儀信夫郡川俣組御代官古山善吉様御支配下八丁目村山の内八ヶ村の者共、御當家様へ御願の筋有之推參仕候、何卒御取次被下候様とのことなりければ、年寄衆は早速御町奉行所に注進あり。町奉行所にては同役の人々御摺談の上、年寄衆を以て、一先づ當町稱念寺へ引取差控候様追て御沙汰可及旨被仰、一同稱念寺へ引取候。此日駈込總人數四百十八人、御本陣炊出被仰付、二人に付七合積、盛相一つに生味噌を添へ、一日に二度の御賄、朝五つ半と夕七つ半時とに被下置。十七日夜五つ時西御本陣會所白洲へ惣召出し、御郡代伊藤仙左衛門様、同羽木權藏様御始め、御郡奉行御町奉行御五頭様不殘上下にて御列席あり。御郡代二頭様には御拜領御紋附裏付上下、威儀堂々として御席を正し、取次役は御年寄衆なり。一應御取札の上、筋違の願故取上難し、早々歸村可致と被仰渡候。其節百姓共一同申上げ候は、たとへ如何様被仰候共、願の筋御取上無之内は何時迄

も歸村不仕由押して言上に及びしかば、さらば願の筋各申立つべき旨有仰。此時兼て認置きたる願書差出せしに、是にては取上難し一々口上にて申上ぐべしとのことなり。其時大勢の中より兩三人進出で申けるは、寅年飢饉以來村々荒地多分出來候て手入も行届兼ね、面々の困窮立行難く相成候折柄、又も巳年の不作にて上納も難致罷在候處、其年御代官様御代り相成候故、上納方六月迄日延被成下候様願上候も御取上なく、是に依て連々困窮の者共、未年の仕付歩食等の賄も無之程の難澁に相成、三人寄り、五人寄り、御當家様百姓御取立、年々の御惠御羨敷御噂申上居候次第、此度大勢申合せ御仁慈御願に罷上り候といふ。御役人様方一々被聞召、難澁の願尤も至極に聞届遣はす、されど口上にては其筋々に達し相成難し、口書を認め指上申様のことに候へば、早速其通に認め上げ候に、口書は願書なり、追て呼出迄稱念寺に引取る様被仰渡。翌十八日明け七つ時江戸伺十六人様早籠出立、郡奉行は小野重右衛門様に有之候。稱念寺へは長町人、町目附衆四五人づゝ附置出入を改められ候。同日御物頭植木次郎右衛門様、三谷甚左衛門様、大目附青山伊右衛門様、町奉行篠澤甚五兵衛様、鞍馬三疋、外に御馬方、諸役、取手同心十一人、同心目附、徒士目附、御足輕等百八十人、大鳥上御出陣にて、塚川一軒茶屋には五人の名主役詰居、駈込出入改められ候。御城門には御足輕五百人程、村々より召上、御藏前に笹小屋掛御圍ひにて是にも盛相を給與致され候。十八日より川俣御陣屋へ御用狀御聞合度々あり、川俣御陣屋よりは八丁目名主又治郎、檢斷權左衛門、鼓ヶ岡名主新兵衛、年番瀬左衛門の四人に御用狀相添え、二本松表へ御差遣相成

候。四人は二本松滞留四五日に及びしが、二本松藩よりは右四人に對しては何等無御返答、二十四日に到り郡奉行竹中藤右衛門様、町奉行中澤仁右衛門様、御二頭川俣陣屋に御出で、一日御逗留にて二十五日御歸り有之。其の夜九つ頃足輕代と見え町役人衆より町六町へ被觸、一町二三十人位づゝ股引草鞋の仕度にて急々御作事に相詰候様被仰付。御作事にては一同に盛相被下。夫より陣笠一、革看板着一枚、棒一本づゝ面々に御渡、手札にて組々を分け、物頭様方相詰め、夜中御繰出しにて大手御門内儘へ相成候。御物頭は神田齊様、中川縫右衛門様、安井九左衛門様、丹羽彌右衛門様、大目附澤崎金左衛門様、上田清左衛門様に、毎日日替に御門内御固被遊候。二十六日朝五つ時駈込人惣呼出しにて西御本陣白洲に相出で、時刻稍移れども何の御沙汰もなく、一同不安に存居候折柄未の刻頃に至つて町年寄衆より、其元方より預り置候口書指戻さるゝものなりとて口書御下げに相成候。其時百姓共如何の譯にて指戻し相成候哉合點不參茫然致居候處、御那代伊藤仙左右衛門様、羽木權藏様、郡奉行下河邊庄右衛門様、同小野重右衛門様、町奉行中澤仁右衛門様御列席にて、其方共願の筋御取上難く、川俣御役所へ引渡可相成の處、今日江戸表より御用狀到來、御引渡指控に相成候故、一同稱念寺に引取神妙に謹慎罷在様被仰渡、夫より稱念寺へ引取候。二十八日江戸御待衆御下りに付御先觸杉田村迄到來、二本松よりは郡代伊藤仙左衛門様、郡山御出迎。二十九日日本宮御宿。三十日二本松御着御本陣にて初御對面有之候。江戸御役人は御吟味方原與市様、御年五十餘、諸役江村源藏様、御年十八、九位に御見受申候。御懸合郡代御二頭

様に何かと御評定有之、御備も二十六日よりは少々相減じたるも大手御門内は隙間もなく御固、西御本陣白洲總召出し、原與市様御一人御吟味にて御列席方何れも無言に候。やがて御控江村源藏様より、其方共難澁の趣御當家御願出之儀不届至極なり、なれど不憚を以て何成共願の筋聞届遣す可し、一ヶ村一兩人づゝ相残り申し上ぐべしとあり。仍て八丁目村より金六、岩介、鼓ヶ岡より柏屋庄右衛門、甚次郎、天明根村より五郎八、松之介、水原村より七三郎など申す者八ヶ村にて都合十九人相残り、水原七三郎より願の趣委細に言上致候。七三郎は元々名主役相勤め五十年以來御上納向心得居りし者故、連々困窮の程無落申上候。

右十九人相殘候外一同歸村致候様被仰渡候處、百姓共返答もせず、又引取るべき體もなかりければ、其力共返答も無く歸村致さるに於ては數百人の取手同心これに控あり、一同討取つて必ず大法に行ふべしと仰出られ候へば、一同一言の返す言葉もなく大手前に引取申候。大手前には二本松様より手鎖數百餘、早繩長棒の御用意もあり。郡奉行竹中藤右衛門様、御待方御二頭騎馬にて、外に取手同心、同心目付、徒士目付、郷目付百餘人、百姓共の前後を圍み、御國境川橋本迄送り附け、橋本にて村役人御引渡相成、申の下刻に八丁目着。それより天神社内にて一同相談有之、此儘離れゝに引取候ては残り候十九人へ義理立たず、家内に對しても言譯なし、兎も角一先寺々へ入寺の上にて談合可然と一決して、既に引取らんといふ所に、大黒屋喜介進み出で申すには、各方被申折尤も理に叶ひ候様には候得共、十九人衆の理非とても未だ判らず、公儀役人様御惠の

思召も有之かなれば、一先神妙に此場を引取川俣役所御吟味の様子をも伺ひ、若し強訴御同様之御取計ひ等有之候節は、其時こそ自分自分の命を惜まず、何分の善き工夫もあるべしとのことに、皆々是を聞き、理の當然なればとて是に一決し、各我家々に引取り申候。然るに十九人は御本陣にて思ひ掛もなき手鎖に相成、郡奉行加はり大島丈左衛門様外に取手同心、同目付、徒士目付、郷同心數百人前後を圍み、針道通いさ澤塚目迄御送り、それより町同心、同目付四、五人附添ひ、十九人は川俣役所御渡に相成り、剛手鎖のまゝ村役人指添宿預けと成り、一兩日過御吟味始まり候。八日夜九つ頃足輕一人、目明し安四郎、供一人、名主案内にて鼓ヶ岡柏屋庄右衛門宅踏込、庄右衛門悴庄次郎と申す者手鎖腰繩にて夜中川俣に連れられ、同十日夜には足輕四、五人天明根村名主先立にて鼓ヶ岡村扇屋徳之丞宅踏込、同人儀手鎖早繩にて召捕られ、十一日朝五ツ時金六、庄右衛門、徳之丞三人の御吟味有之候。十四日江戸表より御用狀到來、十五日江戸御役人様川俣御出立、二本松御本陣にて御休、其節御郡代二頭御出で暫くの間御物語あり。其夜は本宮御泊にて、二本松よりは伊藤仙左衛門様、羽木權藏様鞍馬引かせ、御廻御大勢にて御泊りまで御出で、夜中二本松まで御歸り被成候。それより庄右衛門、金六、徳之丞、吉右衛門、五郎八の五人は江戸表まで引出しの上に嚴重の御吟味有之、庄右衛門は牢死、金六は所追放、徳之丞は御免にて歸國の道中にて病死、吉右衛門、五郎八は三貫文の科料にて事済に相成候。其後の内情は知る由なきも、天保四年に至つて右八丁目外四ヶ村は安積、山の内五ヶ村と御交換相成、天領を離れて二本松御領地と相成候は庄

右衛門等の願意が十二、三年程立ちて相叶ひ候ものと存せられ候。(松川村郷土誌)

信達騒動出兵の事

慶應二寅年六月十五日、伊達郡金原田村八郎といふ者同郡長岡村天王市の祭禮を機として暴動を起し、其徒數千信達諸町村を横行して、豪家を破壊し、金穀を掠奪し、凶暴至らざる所なく、其の禍延いて當藩領に及ばんとす。藩乃ち同月十九日を以て郡代植木次郎左衛門、郡奉行梅原新吾を隊將とし、物頭上田清左衛門、中村太郎左衛門に足輕各三十人を附して八丁目宿を、同物頭水野九右衛門に足輕三十人を附して吉倉村々境を守備せしめ、別に川俣御陣屋御加勢として郡奉行丹羽新十郎を隊將に、物頭赤田數右衛門、大桶主計各足輕三十人を率ゐて伊達郡川俣町に向ひ、物頭青山伊記同じく足輕若干を率ゐて針道村に出張す。大筒方其他の諸士亦是に従ひ警戒おさおさ怠りなかりしかば、暴徒等遂に當領を侵すこと能はず、勢日に感まりて漸く沈靜に歸したれば、同二十五日川俣御加勢を始め全部隊不殘引上ぐるに至れり。當時八丁目宿滞陣中なりし某氏の報告書あり、左に録す。

一、八丁目宿川俣屋次郎兵衛方へ止宿罷在候處、昨暮六時過右次郎兵衛親類の旨にて信夫郡柴田領矢島田村の者共三人罷越、内一人は同村名主林作と申者の由に付、此度徒黨一件承知候處、初發は天王糸市の日即ち去る十五日金原田村八郎杯と申者頭取にて、諸色高直に相成小前の百姓共行立兼候旨を表と致し、或は種紙役金一條とも申事にて、追々徒黨を結び、多人數にて長岡

村長倉邊潰し立候。物持百姓共居屋敷土藏等打壊し、夫より引續き桑折陣屋へ取極候處陣屋より砲發致候へば、徒黨の者共却て相激し、一時に陣屋に亂入、牢屋を打碎き、初發召捕置候者共を取出し仲間に引入れ、夫より勢益々盛に相成瀬の上牢屋も同様打壊し追々同類を取出し候由。十六日には近村在々に廻文を廻し、追々徒黨に引入れ、益々多人數に相成、最早其節は二三萬人にも相成候趣。十七日桑折近邊名有る物持共へ申候には、米は勿論酒醬油の類質物の利等餘り高直に致し、小前百姓共行立兼ね難儀致候は畢竟其方共兼々心得方不宜故の儀にて不届の旨を申し質屋酒屋を打壊し、或は絹糸等藏より取出して寸沙々に切捨て、又羽二重織等取出し撒き散らし、女子供望の者には質物衣服金錢等夫々遣はし、當人共は取不申旨に御座候へ共、最初と違ひ後にては質屋等より取出し候良き衣服等は面々着用、然る上は金錢も取候哉に相聞え、酒食は最寄貯置候者共へ申付存分に横領致し、其酒機嫌にて次へくと押し移り、尤も徒黨人共一番手二番手と思ひくゝの印を押立て、都合六番手迄も有之候由。翌十八日は矢島田村の方へ向ひ亂入致候風聞にて、同村豪家信夫郡第一の吉野周太郎と申者方へ向ひ來候趣、同村名主林作其外長立の者共申談じ、此上は外に致方も無之候間、唯々徒黨の人の意に任せ、諸品は如何様にも直安に可致、右にて御勘辨預り度、尤も然る上は惣人數へ酒食等振舞可申、名主組頭等手を分け一里程も出向ひ頭取の者に嘆き入候處、左程に村役人初め申聞候上は指免し可申旨に付、村役人共一同難有相心得早々村元へ立戻り、手配致置候酒肴を矢島田村近邊笹

木野と申す廣野へ持出し、頭立候者の申す様には、周太郎宅にては手狭にて指上兼候間此處へ持出置候旨を披露致し、一番手より二番手と皆々頭分吞食ひたれば、是は免れ候哉と周太郎は勿論村内一統忝く相心得殊の外夫々に馳走致し、時刻移り候内、何やらん村元の方にて物音致候に付急ぎ立歸り見候處、最早者共亂入、質屋を始め手を附けん致候處へ、名主林作駈付罷出、當村の儀は御勘辨に預り候趣申述候へ共、此手は前手にて勘辨の次第一向心得なき様申候内、追々一番手二番手と繰込落合ひ右の次第申通し候に付き、灘々相止め候。併し是迄打散らし候心得にて踏込み居宅其儘指置たる例なし、杯と申し、座敷廻りの障子杯少々打壊し、是は此儘相濟候事かと大きに悦び罷在候内、又々別の手追々亂入、例の通り亭主へ向ひ種々申聞け候内、打壊し相始候に付、勘辨に相成候旨を申、只々嘆き候へ共、更に不聞入、質屋三戸前、質物不殘取出し、次で文庫藏に取掛り、是亦上質品金錢等取出して握み散らし、次に酒屋、是は六尺二十一本有之候趣、責ては酒計も勘辨に預り度、旨村役人共一同歎願致候へ共、更に不取上、不殘呑口を抜き相流し候故、忽ち大川の如く流出し、夫より居宅悉く打潰し、最早其日は暮れ、同夜近邊二三軒打壊し、明るる十九日には福島城下へ亂入、同所光白屋を始め長立つ町人居宅七八軒壊し、其日は惣勢打揃ひ、多人數の様子にて、城下に居餘り城下前後に相集り居候由。夫より川端へ押出し、其節福島公役人何やらん堅紙へ書附認めて、徒黨人共に見せ候へば、暫時の後関の聲を揚げ思ひくゝに引取候由。併し頭取のものは何方へ引取候哉一向相知不申由。十五日より十九日

迄打潰家大川より西方計りにても都合六十八軒と申す事に御座候云々。

因に其外伊達地方並に信夫川東にては上保原、栗野、梁川(本屋八木屋)、仙臺屋、糠仙、五十澤、大久保、半田、藤田、桑折、湯野、小倉、立子山、手渡、川俣、飯塚、富澤の諸村に及び、是亦戸數五十餘戸に及びりといふ。

鈴石村騷動記 附、高田騷動記

天保二年鈴石村の前名主大内平次兵衛小濱成田に遷り、子六郎後を繼ぐ。六郎職に在ること二十年、其家常に男女二十餘人を召使ひ、馬九頭を飼ひ、悉に其馬を共有萱野に放牧し、馬糧盡くれば村人共作るところの稻麥等をも刈取らしむるに至り、村人を視ること奴隸に等しく、使役時を擇ばず。其上朝は四つ時より夕は六つ時まで終日勞役せしめ、聊かにも時間を誤れば大喝叱咤假借する所なく、又強ひて村人に金圓を貸附して高利を貪り、返済時を失すれば即ち直に其の地所を奪ふ。この故に、大久保屋敷の如きは廿五戸の屋敷中僅に四戸を除くの外悉く六郎の横領する所となれり。六郎又養蠶時、或は秋上げ等の際には村内の婦女を召し集めて、其見目美きものは押へて歸さず、辱を受くる者多く、村人等之を怨み慣ると雖も、六郎巧に賄賂を使ひて當路の人々に取入り、特に御家老座上丹羽丹波の寵遇を受け、若黨役をも兼帶し居る程なれば、其の驕恣益々甚しく、住宅を改築するに松澤村御林の拂下を受け、日々村人足を出して之を運搬せしめ、又其の蠶室を建つるには村内諸社の神木を伐採して用に充つるなど、言語道斷の振舞愈々募り

ければ、村人等も最早忍ぶに忍ばれず、嘉永二年の春に至て寄々六郎逐拂ひの相談あり。六郎の改悛を促せども、六郎毫も省みる所なきのみか、却て悪行募りしかば、村人の義憤も亦益々加はり、こゝに於て米子田の長右衛門(三十三歳)、箕坊内の穴戸庄之進(四十三歳)、西勝内の長之丞(二十九歳)、助右衛門(四十二歳)、別當内の善右衛門(五十七歳)、大久依の忠作(二十五歳)、七郎兵衛(五十二歳)、芹の澤の助市(三十歳)、松ヶ作の與右衛門(三十歳)、治左衛門(三十八歳)、平作(二十五歳)、五間目田の與惣治(二十二歳)、引目内の傳内(二十八歳)、宮の脇の喜三郎(二十七歳)、時並の新吉(二十七歳)、堀越の嘉平(四十七歳)、大門の徳右衛門(五十歳)等、如何なる難儀ありとも素志通らざれば、一步も退かじと誓約せる者十七人、六郎の非行三十三箇條を擧げたる陳情書を捧げて、六郎名主職にあらん間、我等百姓相立ち難きに依り、御領内何地へなりとも村替被仰付たき旨訴願に及べり。六郎固より進達すべき筈なし。されど其の事薄々役所方へも聞えければ、役所にては大平村名主武藤伴藏に當村名主をも兼帶せしめられしが、伴藏も亦仲々ものなれば、いはゞ同類相庇ひて、幾度か村人等よりは書類進達を願へども斷つて受付けず。されば村人等は今や餘儀なく非常手段を取るの外なしとて、三月十七日の夜鎮守明神山に相會して其の手段を講ずる折柄、村組頭役を勤むる大門の橋本勘四郎(二十八歳)之を聞き、事態甚だ穩かならずと心配して、六郎方に至り、懇々其の非行を諫めて改悛の程を迫りしかど、六郎時に年四十二、矜氣滿々頑として動ずる色なく、剩へ野郎共如何に騒ぐとも此俺をどうすることも出来まい」と言ひ放つに至りぬ。村人等之を聞きて憤慨遣る方なく、

十七人を激勵して非常手段の決行を促しければ、其の翌十八日、十七人再び明神山に會合し、三人の總代を擧げて代官所に訴へ出づる手筈を定め、與右衛門三十歳、長之丞二十九歳、長次右衛門十三歳、三人其の選に當る。三人共に血氣の若者なれば、喜び勇んで大任を引受けぬ。時に大平村平の目付役源五兵衛といふもの、與右衛門の姻族にて、又時の代官安田惣十郎とは格別の間柄なりしかば、三人これに頼りて進達を請ひしに、源五兵衛快く承諾して、直に代官役所に至り其の書を呈せり。代官安田惣十郎乃ち十九日を以て總代三人を召喚して嚴重に取調べあり。三人具さに實狀を陳しければ、惣十郎兎も角書類は郡代に取次ぎ遣はすべし、されど汝等三人は首なきものと覺悟致し居れよとの申達あり、即夜に兼帶名主伴藏を召して加判せしめ、書類は翌日郡代安田惣右衛門に進達す、惣右衛門は惣十郎の父なり。三人其由を同志に通じ、同志又之を村内に傳へて、願の趣相叶ふべしとて、村内一同喜び合へり。然るに、四月一日に至て三人は町奉行へ召喚せられ、續いて他の同志も亦悉く引出され、御家老、郡代郡奉行、及代官列席にて嚴重なる吟味あり。徳右衛門の如きは脛裂け、骨露はれ、流血淋漓、悲惨を極めたり。されど罪は三人にて負ふべきことなれば、餘人は唯々何事も知らず、委細は三人の總代に御聞取り下されとのみにて、固より要領の得べくもあらねば、いづれも間もなく釋放せられて、三人は上り屋入り百十五日の後、六月一日に至て江戸、京、大阪三ヶ津構ひ領内追放の申渡しあり。其の日の午後、信夫八丁目塚川まで護送せられ、答一百の後、信夫領に逐ひ放たれ、六郎は箕輪村に村替と爲りて事落着せしが、

徳右衛門は傷の爲に煩ひて翌年死亡し、善右衛門は執心の餘り遂に發狂人となれりといふ。

明治二年平石村北平石に於ても前同様の事件ありき。事實は概して維新前の事に係ると雖も、村人等名主杉内鐵之丞三十八歳の平素村人を遇すること苛酷に、且つ恣に村蓄穀二百餘石を賣却し、官許を得ずして妙見堂を建立し、二百餘間の馬場を築きて、村費を濫費する等、不法の處置多かりしを憤りて、此春以來屢々赤井澤光傳寺に集合して凝議する所あり、遂に名主排斥の訴願を提出するに至り、結局鐵之丞は役儀御免、高汲收村立退きを命ぜられ、騒動發頭人宮の脇高橋平左衛門四十歳、方入内三島羽十郎三十四歳、栗の須大内榮作三十一歳、濱井場渡邊兵作の四人は、入牢七十五日の後、信夫八丁目塚川に護送せられ、領内追放の處分あり。其の後鐵之丞は村人と和睦して舊高を買戻し、字赤坂に一家を建て、之に住せしが、萬事昔日の如くなる能はざるを慨して、其の妻某は明治五年十二月二十八日、年五歳なりける幼女を刺殺して己も自殺を遂げきといふ。

この他各村々とも當時この類の所謂村騒動は多かりしかど、その狀況略同様なれば略しぬ。

二本松藩史終

昭和元年十二月二十六日 印刷
昭和元年十二月二十九日 發行
昭和二年一月十日 再版發行

二本松藩史

定價金拾圓

版權
所有

編纂者 戶城傳七郎

發行者 東京市小石川區丸山町十九番地 二本松藩史刊行會

右代表者 小此木忠七郎

印刷者 東京市芝區田村町六番地 福井安久太

東京市小石川區丸山町十九番地

發行所 二本松藩史刊行會

5x5

發行所

二才海島史研計會

圖書

昭和二十一年八月十日
昭和二十一年八月十日
昭和二十一年八月十日

東京
大阪
京都
名古屋
福岡
仙台
札幌
旭川
釧路
青森
岩手
秋田
山形
宮城
福島
茨城
栃木
群馬
埼玉
千葉
東京
神奈川
新潟
富山
石川
福井
山梨
長野
岐阜
愛知
三重
滋賀
京都
大阪
兵庫
和歌山
奈良
徳島
香川
高松
愛媛
高知
福岡
佐賀
熊本
大分
宮崎
鹿児島
沖縄

東京

東京





